

平成20年（2008年）紀北町3月定例会会議録

第 3 号

招集年月日 平成20年3月6日（木）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成20年3月17日（月）

応 招 議 員

2番	中村健之	3番	近澤チヅル
4番	家崎仁行	5番	川端龍雄
6番	北村博司	7番	玉津 充
8番	尾上壽一	9番	平野倅規
10番	岩見雅夫	11番	入江康仁
12番	平野隆久	13番	島本昌幸
14番	中本 衛	15番	中津畑正量
16番	東 澄代	17番	松永征也
18番	垣内唯好	19番	奥村武生
20番	東 清剛	21番	谷 節夫
22番	世古勝彦		

不応招議員

1番 東 篤布

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	奥山始郎	収 入 役	川端清司
総務課長	川合誠一	財 政 課 長	太田哲生
危機管理課長	中原幹夫	企 画 課 長	中場 幹
税 務 課 長	上村晴彦	住 民 課 長	宮澤清春
福祉保健課長	塩崎剛尚	環 境 管 理 課 長	倉崎全生
産業振興課長	中村高則	建 設 課 長	山本善久
水 道 課 長	村島成幸	出 納 室 長	谷口房夫
紀伊長島総合支所長	石倉宣夫	教 育 委 員 長	喜多 健
教 育 長	小倉 肇	学 校 教 育 課 長	世古雅則
生涯学習課長	家崎英寿		

職務の為出席者

事 務 局 長	中野直文	書 記	大谷眞吾
書 記	上野隆志	総務課長補佐	工門利弘

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

3 番 近澤チヅル 4 番 家崎仁行

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

---

**議長**

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、開会いたします。

ただいまの出席議員は19名であり、定足数に達しております。

なお、1番 東篤布君より所用のため欠席との連絡を受けております。

なお、9番 平野倅規君、11番 入江康仁君より、遅刻との連絡を受けております。

**議長**

これより本日の会議を開きます。

議事日程を朗読いたさせます。

中野議会事務局長。

**中野直文議会事務局長**

( 議 事 日 程 朗 読 )

**議長**

それでは日程に従い議事に入ります。

---

## 日程第 1

**議長**

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に、

3番 近澤チヅル君

4番 家崎 仁行君

のご両名を指名いたします。

---

## 日程第 2

### 議長

次に、日程第 2 一般質問を行います。

本件につきましては、会議規則第61条第 2 項の規定により、通告書は去る 3 月 7 日に締め切り、すでに執行機関に通知済みであります。

なお、一般質問の取り扱いに関しましては、議員の発言時間は30分以内として運営いたします。持ち時間が残り 5 分になりましたら、議会事務局長の机の前に黄色のカードを立て、質問者に対し周知することになっております。

一般質問の範囲は、町の一般事務について執行機関に対し事務の執行状況や将来の方針などについて事実、または所信を質することができるものであり、町の事務とは関係ない国政、県政、他の市町村及び一部事務組合等の事務については質問できないことになっております。

また、政策面で対立した場合は、熱心さのあまり無礼な言葉や他人の私生活にわたるような不穏当発言や議長の許可を得ずに不規則発言される可能性が高くなってまいります。議場での発言は会議録となって永久に残ることになります。発言の内容によっては会議規則第54条規定によりいろいろ制限がありますので、十分注意してくださるようお願いいたします。

なお、質問であるから、あくまでも質問に徹するべきで、要望やお願いやお礼の言葉を述べることは厳に慎むべきものであります。説明をお願いします。教えていただきたい。よくわかりました。前向きな答弁いただきありがとうございます。答弁は結構ですなどといった言葉は、きわめて不適切な表現でありますので、十分注意してください。

執行部におかれましては、資料などは十分に準備していただき、答弁は的確にお願いしたいと思います。なお、メモなどとしていただき、議員の質問に対し答弁漏れのないようお願い申し上げます。

一般質問の形式については一問一答方式とするため、会議規則第55条のただし書きにより、質問の回数は特に定めないことといたします。

なお、質問の方法であります。まず最初に登壇して通告した事項すべてに対して質問をしていただき、執行部の答弁のあとは自席にて質問することを許可いたします。

それでは、8 番 尾上壽一君の発言を許します。

### 8 番 尾上壽一議員

皆さんおはようございます。8番 尾上壽一、3月定例会一般質問に参加し、①住宅用火災報知器について、②庁舎内コミュニケーションについてを質問いたします。

まず初めに、住宅用火災報知器についてお尋ねをいたします。

春季全国火災予防運動が、3月1日から7日まで、「火は見てる、あなたが離れるその時を」の統一標語のもとに行われ、紀北消防組合でもさまざまな取り組みが行われたと聞き及んでいます。また8月までの半年をかけて、管内の75歳以上の一人暮らし、約2,700世帯を訪問し、防火診断や住宅用火災報知器の早期設置や、不適切販売にかかる予防策の周知等を呼びかける。また3月1日には尾鷲市、紀北町で360世帯の一人暮らしの高齢者を回ると新聞で読みました。

この活動にあるように、今年の6月から住宅用火災報知器の設置が消防法により義務づけられます。住宅火災による死傷者は年間1,000人を超えており、その約6割が逃げ遅れとなっております。また、その半数以上が65歳以上の高齢者が占めるとのことです。火災は初期活動が重要であり火が大きく出るときには、すでに身動きできない状態になっていることが多いとも聞いています。そのようなことから住宅用火災報知器の設置が義務づけられたのではないのでしょうか。

火災予防運動で約360世帯を訪問したと思いますが、住宅用火災報知器の認知度についてはどのようなものだったのでしょうか。また設置義務はありますが、罰則はありません。したがって、設置の普及もどれほどになるかわからないところであります。設置を普及させるための積極的な活動が求められるところであります。紀北町としてどのような普及推進活動を行っていくのか、お聞かせください。

また、一人暮らし世帯は同居者がいないことから、特に火災に気づきにくく、より必要性が求められます。5,000円から1万円近くする火災報知器で罰則がないので設置をためらう世帯もあろうかと思えます。一人暮らし世帯などに配慮した助成制度を設けることができないか、あわせてお聞きいたします。

続きまして、庁舎内コミュニケーションについてをお尋ねいたします。

紀北町となり約2年半が過ぎました。紀北町としての総合的な施策が行われ、1つの町としての行政が行われています。まちづくりを行うにあたり、町長にとって住民・議会、そして庁舎内でのコミュニケーションが大変重要なことではないかと考えております。

そこで、3月定例会では庁舎内、つまり職員と町長とのコミュニケーションについてをお尋ねいたします。私は人と人との理解があって物事が進むものだと思っています。また、そ

の中心的なものがコミュニケーションだと考えます。例えば職員が行政の要請への鋭敏性を持っていても、それがバラバラに働いては意味がないと考えます。そこで必要なのは組織内でお互いが力を合わせることができる仕組みをつくることです。そうすることで問題を共通の方向で整理、分析、判断することが可能になると考えます。

仕事は一人ではできないし、コミュニケーション不足で上司や部下、相手が動いてくれなければ仕事は前に進まないと考えます。まずは周りとの人間関係を築くことを考えるべきだと思います。そしてコミュニケーションとは情報と感情のやりとりとも言われています。情報と感情の両方が揃い、初めて周りの協力を得られるものと思います。

情報も感情も「情」という字が入り、情は回数で育まれるものとも言われております。仕事の人間関係も同じで回数を重ねることで情が生まれ信頼関係が強くなり、組織としてより確かな活動ができるものと考えます。町長のコミュニケーションについての認識はどうか、またコミュニケーションを深めるための工夫を行っているのかを、お聞かせ願います。

そして仕事上でのコミュニケーションの構築についてはハウレンソウ、つまり「報告・連絡・相談」にあると考えます。紀北町においてハウレンソウは十分機能しているのか、お聞かせ願います。

## 議長

奥山町長。

## 奥山始郎町長

おはようございます。

それでは尾上議員のご質問にお答えいたします。

今回の消防法の改正でございますが、近年、住宅火災による死者数が急増し、平成15年に全国で1,000人を超えた死者数は、平成17年には1,220人と記録のある昭和54年以降で最多となりました。その57%が65歳以上の高齢者であり、また、約63%が逃げ遅れによるものでございまして、このような状況に対応するため、新築住宅は平成18年6月1日から既存住宅においては、平成20年6月1日から、全ての住宅に住宅用火災報知器の設置が義務付けられました。

まず、「紀北消防組合が火災予防週間で高齢者の一人暮らし世帯を訪問した」と伺ったが、高齢者宅での、住宅用火災報知器の設置義務についての認識でございますが、火災予防週間の期間中に消防関係の意識調査で訪問した世帯数は紀北町では93戸ございました。訪問先の方のほとんどの方は、火災報知器の設置義務についての認識が薄いように感じたとお聞きしてお

ります。

紀北消防組合では、この調査を8月まで続け、高齢者の一人暮らしの全世帯を調査したいと考えておまして、全体の方々の火災報知器設置義務に対する認識についてのまとめは、秋以降になるかと思っております。

次に、「設置の普及」についてでございますが、町全体の世帯に設置していただくよう、広報・ZTV・自主防災会などを通じて町民に周知しておまして、今月の23日から1週間ZTVの「ふるさときほく」で火災報知器設置についての放送を予定しております。また、自主防災会が取りまとめをし、早速、火災報知器を購入し、設置した地区もございます。

次に、「火災報知器の設置」について、高齢者の一人暮らし世帯への助成制度は考えられないか」についてでございますが、これまでに自主的に設置された世帯やまとめて設置された地区もございまして、議員ご提案の助成制度につきましても、公平性に欠ける部分が出てきますので、現在のところその導入については十分検討しなければならないと考えております。どうかご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、国・県の助成がないこともあり、安価での購入や高齢者世帯への取り付け等、自主防災会や消防署とも協議し手助けしていただけるようお願いしていきます。

次に、庁舎内コミュニケーションについてのご質問ですが、私はコミュニケーションとは、人間が互いに意志、感情、思考を伝達し合うことであると理解しております。

本町におきましては、紀伊長島総合支所を含め、庁舎内に勤務しております職員には、1人1台パソコンを実施して、庁舎内ラン（LAN）を構築し、電子掲示板などにより情報の共有をしております。また、毎月初めには課長会議を開催し、各課との連絡調整や意見交換にも努めているところでございます。

議員ご指摘のとおり、私も「報告・連絡・相談」は、コミュニケーションの基本であると認識しており、必要に応じて関係各課との協議も頻繁に行っているところであります。

また、内容によりましては関係する複数の課とも合同協議を私の指示により開催しており、縦割り行政とならぬよう心がけております。

今後におきましても、町長室をオープンにして職員とのコミュニケーションを円滑に行い、職員と一丸となり、より良い「まちづくり」に向かって進むよう効率的な組織運営を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

議長

尾上壽一君。

## 8番 尾上壽一議員

まず、住宅用火災報知器について、再質問させていただきます。

今、答弁では設置義務について認識が薄いと答弁をいただいたように思います。私もおそらくそうであろうと思ひまして、認知度を上げるためにも一般質問に取り組みさせていただきましたようなところもあります。おそらくこういう回ればですね、認知とともに購入についてのことも進められたと思うんですが、その辺についての情報をお持ちでしょうか、購入意識ですね。課長でも結構ですよ。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

その認識の購入したいというような情報については、課長に答えさせます。

議長

中原危機管理課長。

中原幹夫危機管理課長

火災報知器の関係なんですけど、要望はですね、まず長島のほうの地区でですね9件、それから海山のほうの地区なんですけど、7件ということで聞いております。希望があったというふうに聞いております。

議長

尾上壽一君。

## 8番 尾上壽一議員

要望もねあったということなんですけど、どうも答弁を聞いていると助成制度については、少し考えにくいような答弁だったと思うんですが、私は75歳以上の一人暮らしの高齢者に火災報知器の費用を一部負担することによってですね、加入を促進しやすくなる。高齢者に対して優しい町政ができるんじゃないかと、そのようにも思っております。年次的、時限的に行うことでより加速するのではないかとこのことをですね考えまして、この助成制度ということも質問の中に入れてさせていただきました。

そういうことで、こういう問題は今、答弁の中では助成制度がまるっきりないような答弁が入っていたように思うんですけど、福祉関係ではですね火災報知器への助成制度があるように思うんですが、その辺についてご存じでしたらお願いします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

火災発生の感知及び避難がですね、著しく困難な障害者のみの世帯、及びこれに準ずる世帯で身体障害者手帳1・2級の方、知的障害者A1・A2の方に対し、1万5,500円を限度としまして、火災報知器設置の助成が受けられます。ただし自己負担が1割であります。この制度は日常生活用具給付費の中の項目にありまして、これまで火災報知器として特定をした周知は行っていませんでした。今後においては町広報やケーブルテレビ、また地区の民生委員、児童委員の皆さんの協力を得ながら、周知してまいりたいと考えております。

議長

尾上壽一君。

8番 尾上壽一議員

こういう制度があるということ、これまでそうするとこの制度というのはあんまり活用されてないということによろしいんですね、今の答弁からすると、はい。

ですからですね、今、広報とかそういったものも言われたんですけど、私はこういう6月から設置義務があるわけですから、これはですね民生委員、そして福祉課そのものが動いてですね、そんなに多くの方ではないと思うんです。積極的にですね、この制度を活用するようにしていただきたいと。

ですから、こういうものの意識がないと、やはり今後一般にもですね、この火災報知器の普及が進まないと思うんです。ですから、そういった制度をいろいろな制度があろうかと思えます。それに引っかければそれにですね対応していただきたいと思いますが、いかがですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

この制度そのものをですね、その該当する方々に周知することは行政の努めだと思えますんで、今後ともそのように努めてまいりたいと思っております。

議長

尾上壽一君。

8番 尾上壽一議員

是非ともですね広報という形じゃなしに、個別対応していただきたいと、そのように思い

ます。

それと、例えば助成制度ができないのであれば、どうすれば安くこの火災報知器などね提供できるかと、そういうことも工夫をですね消防・福祉、そういった危機管理課、皆知恵を出していただいて、やっていただきたいと思います。例えば、何かある区ではですね、団体購入によって相当な値引きがあったと、逆に考えれば自主防とか消防でですね消防団とか、そういうもので団体購入すればですね、おそらく大きくダンピングできる部分も出てくるんじゃないかと、個々の任すだけではなくね。

ですから、その危機管理でそういった自主防とか消防、そういったものを各地域ごとで活用することも可能な部分があると思うんです。ですから、そういった部分について、今後ですね十分消防等も含めて検討していただきたいと思います。

続きまして庁舎内コミュニケーションについて、再質問させていただきます。

今、答弁聞かせていただくとはですね、形式的な答弁いただいたなど、私でも知っている程度のね行政の仕組みを答弁いただいたと思うんですが、私も1年議長をさせていただきました。町長にちょっとつらいと思うんですけど、ときどきですね、この「ハウレンソウ」が欠けているのではないかというような問題に、私ちょくちょく1年間振り返ると出くわしました。議会が今、何を問題視しているのか、トップの姿勢はどうか、全体にあまり伝わっていないという感じる時がありました。これはですねコミュニケーション不足から私はきているのではないかと思い、このように質問として取り上げさせていただきました。

組織全体の方針の実現に向けて機能させていくには、トップがですね組織の方向性や方針をもう組織全体に浸透させていく、それと同時に、職員が社会情勢の変化を肌で感じてトップに伝えていくと、こういうことが不可欠だと思うんですけど、この辺がですね、町長の形式的なことではない。感性として十分、今現在機能しているのであろうか、これから努力すべきことなのか、その辺を含めてお聞かせください。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

ご指摘のとおりですね、庁舎内で職員と私とのコミュニケーションが非常に完璧に行われているとは言えない状態にあります。ですから、これは職員も皆さん問題いっぱい抱えておる。その意識を持ってですね、三役、四役等にですね相談を持ちかけて解決を図っていくのがベターだと思いますが、まだまだその勤務のあり方については徹底されていないように思

いますんで、今後ますますそういうコミュニケーションができるようにですね、努力してまいりたいと思います。

特に1つの方法を協議して編み出したあとでね、結果はどうなったんやということの報告が少ないように思います。だからその辺についても今後努力します。

**議長**

尾上壽一君。

**8番 尾上壽一議員**

努力していただくということで、やっぱりトップがですね、そういう意識を持っていただいて、報告・連絡・相談を行き渡らせることによって、職員もそういう意識がどんどん生まれてくると。ですから、やっぱりトップの姿勢がこういう問題というのは大事だと思うんです。ともかくこの問題で重要なのは、その「ハウレンソウ」が足らないと、まず最初にボタンをかけ違えると、これが多く生まれます。

ですからですね、紀北町としてボタンのかけ間違い、最初にかけて間違えともうどんどんそれが膨らんでいきますので、その辺をですね、きちっとやっぱり問題意識として全体で持っていて取り組んでいただきたいと、こういうことがですね、いろいろな問題が起きます。行政ですから。事前に報告や相談することによって、その危機管理意識そういうものが育まれて、今後そういうものに対しての鋭敏性というのですか、もうこれはちょっと気をつけなきゃいけないとか、そういうものがどんどん生まれてくると思うんです。

ですから、そういうことをですねやるには、やはり職員も意識を持つのが大事だと思うんですが、まずトップが常にそのことを言って、やっぱり職員に意識を行き渡らせる。そういうことですね、町長、もう一遍その決意ですか、努力というものを言葉をひとついただきたい。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

役場職員、役場全体、トップをはじめ特別職の方々もですね、議員がさきほどおっしゃったような行政の感性ですね。センスがこれは知事も言ってらっしゃいますが、そのような感性を磨いていくことが非常に重要である。その中にこのコミュニケーションも入ってくるものだと思います。是非とも役場の質の高い行政を実現するためにですね、努力していきたいと思っています。

議長

尾上壽一君。

8番 尾上壽一議員

本当にですね、感性を磨いていただきたいと私は思います。

私、この質問については、今、町長から答弁いただいたように報告・連絡・相談をですね、今後の行政運営の中心に据えてどんどんやっていただきたいと思います。

なぜ、私こんなような質問させていただいたかと言いますと、損害賠償という大きな問題がですね抱えております。こういうときにくれぐれもその「ハウレンソウ」を意識して、最初のボタンのかけ違い、さきほど言いましたが、最初のボタンのかけ違いがないように、弁護士や職員との連携を十分とってですね、この問題に対しても対応をしていただきたいとそうのように思います。

町長と職員、そして職員の上下だけではなし、さきほども言われました横断的、これが大事だと思います。この問題、特に全課長、全職員の知恵を絞っていただいでですね、対応していただかなければいけないことだと思います。もちろん、今日質問の中には入れてなかったんですが、議会・住民の皆さんとのコミュニケーションもとっていただいで、損害賠償請求にですね対応していただきたいとそうのように思います。最後に決意だけ聞いて終わります。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

今、議員は損害賠償請求のことをおっしゃったようにですね、これは町として非常に重要な案件であります。ほかの議員の一般質問の中にも出てくるとは思いますけれども、これは縦割りではなくて横断的にですね、庁舎挙げてですねいろんな知恵を、対応を生み出して、この問題の解決に、町民のご負担にならないような解決ですね、そのように進めてまいりたいと考えております。

議長

これで尾上壽一君の質問を終わります。

次に、6番 北村博司君の発言を許します。

6番 北村博司議員

おはようございます。ただいま議長から発言のご許可をいただきましたものですから、事前通告に従って一般質問を申し上げます。

質問は1件だけであります。テーマは町立学校並びに保育所の再編活性化についてであります。この場合、統廃合という言葉は私はあえて使っておりません。これまで大体学校の、小学校とか中学校の統廃合という言葉は使われましたけれども、統廃合と言いますと、どこに残る学校があって、そこへ廃止して吸収されるという印象が大変強うございます。それがやっぱり地域や保護者、それから町民の方々に大変誤解を招くケースもあったりして、なかなか旧町時代を含めて当町では学校の再編ということがほとんどタブー視されて、まれにご発言なさる方もございましたけれども、大きな流れとなってこずに、ずっとこのままできているわけでございます。それで今回は再編、改めて校区を編制しなおして、そこで学校の活力を取り戻すということで、ご議論申し上げたいと思います。

現在、もうかなり以前からでありますけれども、当町において紀伊長島区・海山区ともに、大変少子化が進行いたしております。私は、私事ですけれども、私は町立西小学校から紀北中学校を卒業いたしましたけれども、私の在学中は紀北中は1,000人を超えてました。西小学校も児童数が1,000人を超えておりました。紀北中では学年300人、50人学級で6クラスございました。言わば教室はすし詰め状態の中で義務教育を終えたわけです。現在、紀北中は200人、近い将来200人を切ろうという状況になってきております、全体で。西小学校にしてもその当時の5分の1とか6分の1とかいうレベルに近い将来、達しようといっております。

これはもちろん若い世代が流出に歯止めがかからず、あるいは独身の方も大変、最近は若い方の物の考え方も変わってまいりまして、結婚されない方も増えてきておりまして、あるいは子どもの数が特殊出生率も大変下がっております。絶対的な児童数、子どもの減少にあわせてですね生活の利便性、あるいは住宅の供給力から紀伊長島区においては、山本地区・出垣内地区に偏在しております、児童数は。多分これもう当然教育委員会のほうが把握しておられると思いますけれども、例えば西小学校において児童で出垣内在住の児童数というのは、極端な比率で増えているはずですよ。お答えできればどのぐらいの比率を占めているかという部分も含めて、ご回答いただきたいと思っております。

それと、町内における移住が加速的に増えております。それは良質な住宅の供給力というのが山本・出垣内に象徴される新興住宅地でそれ相応の価格で住宅が宅地が供給されているもんですから、そこへ集中していく、アパートも多い。そういうことで余計ますますドーナツ化現象、例えば本来長島の中心街であった旧市街地から非常に児童数が、ほとんど姿も見えないぐらい減っている。周辺地区にドッと増えている。そういう状況と、それが逆に例えば

海野小学校区ではですね、小学校入学する直前に移住していくわけですよ。東長島、長島、両地区に移住していく、最近もございました。それは町立幼稚園なり、小学校なりに入る直前に移住していくわけですよ。あるいは寄留しているケースも現実にあります。

こういったもので、すでに校区は崩壊しております、校区制は。そしてますます悪循環で減ると、例えばですね、自分とこの子どもが入学時には1人か2人であった。あるいは男女が例えば自分とこの子どもだけだとかいうケースになってきますと、保護者は当然そちらのその方のお考えで移住してしまうわけですよ。現実には起っております。

ですから、以前は小学校がその地域にあることは過疎化を進行させない一つの手段だと言われた時期もあります。今は逆効果ですよ。その地域に複式、さらには三複といわれる3学級しかない小学校で、というところに入ってくる人もなければ、出ていくわけですよ。そういった過疎化を逆に進行させているという現実がございます。

それと最近、学校教育の専門家であった方のOBの方から要望を受けました。今はもう最早、少人数教育の良さを越えて、集団教育は全くできてない。これで良いのかと、是非議論をしていただきたいというご要望を承っております。

そういった前提のもとに、2点ほどお尋ねを申し上げたいと思います。

今回、庁舎の移転に関連して、移転計画に関連して紀北中の移転、旧というか現在の尾鷲高校長島校が22年3月に閉校になった跡に、庁舎とともに紀北中の移転ということが計画の中に上がっております。そういったもの。

それから20年度予算に計上されております相賀小の改築、調査費が計上されております。こういった機会に全体的な校区の再編、学校の活性化についての当然ご計画をお持ちだと思いますので、それを町長並びに教育委員会教育長からご披瀝いただきたいと思っております。

その中で、校区の再編か、もしくは選択制、1つの校区に複数の学校があって、逆に言えば複数の学校を1つの校区にして、保護者の希望によって選択できるという制度を導入するお考えはないかどうか、お尋ねいたしたいと思っております。

2つ目は、今回の20年度当初予算の一般会計の当初予算の中で明らかになっておりますけれども、町立保育園のうち、特に赤羽保育所が20年度の入所希望者が2人しかない。あるいは同じ赤羽地区で志子保育所、制度的には若干違いますが、片方はへき地保育所ですし、片方は普通の保育所ですけども、これがですね志子保育所の場合、私がザッと予算書を見ると、約1,200万円ぐらいの所要経費、赤羽保育所850万円ぐらいになろうかと思っておりますが、所長が両方兼務しているんで、こうなるんだろうと思っておりますけれども、定数のすでに赤羽の

へき地保育所の場合は40人に対して2人ということは、20分の1の希望者しかない。先日の本会議質疑で明らかになったように、赤羽地区の保護者で地元のへき地保育所に入れずに、自分の勤務先なり何なり、近い西とか東の保育所に通園させている保護者も出てきていると聞いております。

これはですね、赤羽と志子の保育所の統合の問題というのは、旧紀伊長島町の南部町長の時代、つまり昭和53年から始まった財政再建の直前に議会に示されました。もうご記憶の方はほとんどいらっしゃらないかも知りませんが、ただこれは議会側の反発で撤回されました。その経過をほとんどの方はご存じもうないかと思しますので、私以外にもう一方ぐらゐの議員がそのころ議員されてましたですかね。経過をご報告願いたいと思います。なぜ計画された統合が、なぜ取り止めたかと、それから30年間の宿題になっております。現在でも、現在までなっております。もうそろそろ統合を検討すべき時期が遅きに失した感もないですけれども、どうお考えになっておられますか、これは町長からご答弁いただきたいと思っております。

以後、関連質問につきましては、自席から行います。以上であります。

## 議長

奥山町長。

## 奥山始郎町長

北村議員のご質問にお答えいたします。

学校は地域住民の精神的なまとまりの象徴であること、さらに小規模校と大規模校の間には、それぞれ特長はありますが、一長一短であり、決して双方に教育格差がないという考えをもっております。

小規模校では複式学級の増加、中学校では免許外教科担任や部活の問題、または運動会など、学校行事の運営が子どもたちだけでは、できにくい状況が生じるなど、課題も考えられますが、小規模校には全児童で学校行事に取り組んだり、学年縦割り班で活動するなど特色のある教育活動がなされる場合もあります。

指導上の配慮といたしましては、授業研究における複式授業方法の研究や、学校間の他校との共同行事や共同学習の具体的な取り組みなどを進めております。

校区の再編等につきましては、将来的には社会状況の変化を見極めつつ、地域住民の教育要求や、父母の信頼に応え得る学校であるかを、大事な視点にすえていきたいと考えております。

学校の「選択制」の導入でございますが、現在入学前に就学校の指定にあたり保護者の方に通知をいたしておりますが、指定された就学校について、保護者の意向や子どもの状況に合致しない場合は、保護者の方のご意見を伺い、その理由が相当と認められる場合、変更を認めております。

また、学年途中でありましても、保護者に就学校の変更を求められた場合におきましても、同様に変更を認めております。

次に、赤羽保育所、志子保育所の統合についてであります。赤羽保育所につきましては、へき地保育所でありまして、学校区の通学区域と保育所に通う区域が限定されています。地域の保育児童数が減ってきている現状から、それに伴い入所する園児の数も減っています。このような状況でありますので、平成19年8月、保護者の方と懇談会を持たせていただきました。

また、その後、地区の民生委員・児童委員さんの協力を得まして、対象児童のいる家庭を対象に、入所意向調査を実施しました。その結果を受け、再度、保護者会の方と懇談会を持ち、今後の方向を決めさせていただきました。結論としまして、平成20年度の保育所の募集の際、当初の入園児童数が5人以下であれば平成21年度は募集をかけないということで確認いたしました。また、自治会連合会、赤羽地区の代表区長さんに対しても説明をして、理解を得ているところであります。したがいまして、平成20年度の申し込みが2名だけでありましたので、平成21年度は赤羽保育所については休園とし、志子保育所のみ募集と考えております。以上です。

## 議長

小倉教育長。

## 小倉肇教育長

教育長の意見もということで、ご指名でございましたので、今、再編成の問題につきましては町長が述べたことに尽きると思いますが、現時点ではですね、教育委員会としては再編成の必要はないのではないかと判断をしております。

その理由を申し上げますと、まず1点目に、児童・生徒を本位に学校がどうあるかということを考えますと、やはり地域社会があり、その地域社会が機能している以上、そこに学校があると、長い歴史、文化の中でですね、その地域が学校を持ってきた、それはなかなか簡単にですね、捨てきれないものがありまして、そういった点でですね、このなるべく地域社会にその学校があるという事実を大事にしていこうということでございます。

それから大規模校、小規模校につきましては、これはデメリット、メリット五角であると私どもは判断しております。小規模が駄目だ、大規模が駄目だということではなくて、それぞれ学校の特性を生かして教育実践をすべきだと思っております。つまり、学校に対する実践が信頼を生むと考えております。その信頼があるかないかということが大事であろうと思っております。

2点目に、ただし、保護者の会、あるいは自治会など、地域の全体を集約すると思われまます団体、機関よりですね、意見としてその地域の小学校、中学校に対する再編成の意見が出てきた場合にはですね、生徒数にかかわらず教育委員会は関係諸団体機関と話し合いを持って対応していきたいと思っております。場合によっては東小、西小の合併もあるかもわかりません。それはやはりその地域の人々が決めるべきであろうと思っております。

ですから、そういう声が起こったら、決してかたくなではなくて、そういう声に耳を傾けて、そういう諸団体と話し合いをしていきたいと思っております。現時点では教育委員会に対して、どこの学校のPTA、どこの地区の自治会からもですね、統廃合についての、あるいは再編成についての正式な申し出はございません。

3点目に、ただ、校区から何の反響がない場合でもですね、やはり現実に児童生徒数が見込みではなくてですね、現実に児童生徒数が10名を切ってきた時点で、教育委員会側は直ちに統廃合というのではなくて、再編成ということで保護者会、あるいは自治会へその学校の存続、再編成、統合といったことについてのですね、意見を求めて話し合いをしていきたいと、そのように話し合っております。この3点が、現在の教育委員会の統廃合に対する考え方の基本でございます。

それから2つ目に、北村議員さんのほうから自由選択制をどう考えるかというご質問がございました。確かにですね、今の保護者の要求というのは多種多様にわたってきております。これはご承知のように小さいから大きい学校へという、そういう一方的な流れだけではございません。むしろ大きい学校から家の子どもに合わせて小さい学校のほうへですね、進みたいんだという希望もございます。そういう中で、学区制はやはり国の義務教育のまだまだ根幹を成す制度としてですね、維持はしていきたいと思っておりますが、そういうですね社会の多様性に基づく保護者の要求については、文部省も最近は学区制に対する考え方を非常に柔軟にしてきておりますので、それに対応いたしまして保護者の意見をよく聞いて、そしてその保護者の意思に添うような形で対応をしております。

紀北町になりまして2年間、申し出のあった学区外申請については、ほとんど許可をして

おります。制度としての自由選択制はとりませんが、議員さんが指摘された趣旨についてはなるべくこの制度を利用してですね、そしてその学区外申請許可を認めていくという方向で対応していきたいと思っております。以上です。

**議長**

北村博司君。

**6番 北村博司議員**

さっきちょっとですね、町長のご答弁にちょっと私不審な部分があります。先にそれを申し上げます。へき地保育所の募集は来年かけない。つまり事実上休園としても廃園だろうと思うんですが、これ町長、お忘れになりましたですか。本会議質疑、先日の、確か谷議員だったと思いますが、どうするんだというお尋ねに、この2つの保育所の。町長はですね、来年度は検討したいという部分で終わっておるんですよ。そのときにいわゆる保護者の意向調査、アンケート取っておるとか、地域の人たちと話し合っているとか、それで今、町長のご答弁によるとですね、すでに保護者に対して20年度5人以下なら21年度は募集しないよと、通告しておるんでしょう。そうするともう決定しておるんじゃないですか、方針は。

なぜ、本会議で谷議員のお尋ねに、何でそういう曖昧な答弁をなさったんですか。もうそういう方向が決まっているんなら、はっきり申し上げるべきでしょう。これは是非私は担当課長、私はここに書いてないけども、私は何かちょっと常任委員会でそんな話は聞いたという、出たということも漏れ承っておりますけれども、なぜ決まっている方針をごまかしたんですか。お答えください。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

ごまかしたわけではなくてですね、私のこの事実について記憶違いをしていたということでございます。

**議長**

北村博司君。

**6番 北村博司議員**

議長、これはですね、私、北村議員の一般質問で本会議での本会議質疑、予算に対する本会議質疑での答弁と違ってきておるんですよ。記憶違いだとおっしゃった。本会議の質疑に対する確か谷議員ですね、あれは。谷議員に対する答弁とのくい違いはどう修正するんです

か、議長のお考えをお聞かせください。あのときは思い違いだったで済むんですか。議長のお考えをお願いします。

議長

今の北村議員、何か議事進行やったんですか。

今会期中でございますので、訂正部分がありましたら、町長のほうから申し出がありましたら、それはそれで受けたいと思っておりますけども。

議長

北村博司君。

#### 6番 北村博司議員

だからあれは記憶違いでした。いや私から尋ねられて、くい違うじゃないかと、あれは記憶違い。最初に私は言われるべきやないですか。実は本会議でこういう答弁しておるけども、私の勘違いで実はもう方針決まっているんだと、最終日の本会議で冒頭にでも訂正したいというのやったら、そういう意思を明らかにすべきで、議長がそういう指示をなさるべきでしょう。本会議の質疑の答弁と一般質問の答弁が重要なところでくい違ったら、私はいかんとおもいますがね。信頼性に欠けてしまいます、それこそ。いかがですか。

議長

そやで町長へほうへむいて答弁のし直しというのですか、正確な答弁をしていただくようにしたいと思います。

奥山町長。

#### 奥山始郎町長

質疑のときの答弁は、そのように誠に記憶違いということで、その部分については20年度は検討すると言うたということについては、訂正させていただきたいと思えます。それで現在答弁したことについては、これをもって答弁とさせていただきます。

議長

北村博司君。

#### 6番 北村博司議員

さきほど私演壇で申し上げたですね、昭和51、52年ごろ、統合計画が出されて引っ込めたんです、時の理事者は。その経過を皆さんにご説明くださいと申し上げてお答えがないんですわ。誰も知らんということは理事者にはないと思えますし、どなたかご説明ください。

私は知ってますよ。多分もう一方どなたと言いませんけど、もう一方当時議員していた方

も知っています。ほかの20人の方は知らないと思います。ご説明いただきたい。答えがなかった。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員、ご指摘の昭和51年ころの統合計画があって、引っ込めたことについての経緯はですね、私も資料持ってないしわかりませんし、教育長のほうもわかっておりませんので、申し訳ないと思います。

議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

合併するとこんなもんですかね。誰も大事なことはわからなくなるというのが、大変困るんですが。当時、財政再建直前に財政の悪化、53年から入ったわけですから、私は50年から議員しておりますんで、翌年51年ごろだったと思いますが、理事者側から財政が窮地に陥っているんで統合したい。全協で示されたんです。だから地元議員の方々から強いご批判があって、事前に説明がなかったということで、厳しい追及で撤回したという事実があります。

その後ですね、これは東昇町政のもとで、若者センターの用地になってですね、当時の保育所、へき地保育所の場所が、それで改築移転したという経過をたどっておりまして、言わば30年間の宿題がやっと町長は解決の方向へ向かっていると、そういう認識をなさってください。30年間のツケなんです、これ。いいですか。ご理解いただいたようですから、保育所のことはそれで終わります。

次にですね、大規模校、小規模校で一長一短があるというお話、これは私も縦割り班や何かの教育のすぐれた部分も見ております。ですから否定はしません。ただですね、今日資料としてご提出いただいた19年度、20年度以降の児童生徒数の一覧を、学校別にいただいておりますが、これは昨年5月10日付のデータですね。その後ですね、転出しております。私はいくつかケース知っています。実際にいつ出ていったかも。でどういう理由で出ていったかも知っています。私は知っています。あんまり具体的に申し上げると特定の個人がはっきりしてくるんで申し上げませんが、例えばですね、23年度の新入生は1人の見込みですね。

これ私どこのお子さんか全く知りませんが、こういったケースの場合はゼロになってしまうケースが、これまでもあるんですわ。たった1人では困ると、男の子にしても女の子

にしてもたった1人ですから。それは小規模教育以前の問題じゃないんですか。これは欠学年になる可能性が大変私は高いと思います。何年か前に海野小で欠学年がありましたけれども、それで卒業式は行われませんでしたですね。そういうケースが現実出ている。私は海野小だけ言っておりますけれども、地元なんで申し上げますけれども、ほかの学校でもそういうケースが起こり得る。

それから赤羽小については、来年度から三複ですね。6学年で3学級しかない。そして初めからしまいでこれ、このお子さんが、該当するお子さんが複式のまま入学して、複式のまま卒業していくことになりますが、これで教育上問題はないんでしょうか。町長はさきほど教育格差はないと言われましたけど、町長、あなたは専門家ではありませんけれども、お子様が大変たくさんお持ちになって、大変に立派な家庭を築かれた方です。初めからしまいで複式学級というのは、あなたが保護者の立場だったらどうお考えになりますか。あなたズーッとおそらく10年も20年も保護者だった方ですから、我々よりもよくおわかりになると思いますが、いかがでしょう。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

複式学級についてはですね、できたらそうでないほうがよりベターだと思いますけれども、地域の社会情勢等によってそうならざるを得ない場合は、総合的に判断してその中で指導者の指導をよく受け入れてですね、しっかりと勉学に勤しむべきだと思っております。

6番 北村博司議員

いやいやあなた保護者だったらどう思うということですよ。これずっと子どもが入学から卒業まで複式だったら。

奥山始郎町長

私でございましたら、それはそのままの状況で受けさせます。

議長

小倉教育長。

小倉肇教育長

ご承知のようにですね、今、複式の学校につきましては、三複の場合は三複加配という形でですね、教員を1名余分に県のほうが配置をしてくれております。ですから、どこかで必ず2学年は単式でやると、例え1人であっても単式でやるという方式をとっております。三

複の場合ですね。難しいのは四複が難しいですね。四複の場合ですと、補充が来ませんので2学級が複式で2学級が単式ということになりまして、あとですね休んでも回る先生がいないということになりますので、これは3日間講師というのを今、県や国が付けております。

そういう点でですね、小規模校には手厚い保護が今なされておりますし、それから少人数でございますので、大人数と違って行き届くという点もありまして、決してですね三複、あるいは四複の子どもたちが教育的に著しい場所に置かれておると、そういうものはないのではないかと思います。ただ、さきほど言いましたように、父母の中にはですね、そういう教育体制に対しまして、そういう理由で学区外申請を求めてくるという場合がございますので、そういった点はよくお話し合いをしたうえで、認めていくという方向をとっております。

それからゼロ学年、その学年に誰も生徒がいないというケースは今までもございましたし、またそれに対する対応もどの学校も一応積んでおると思っております。

**議長**

北村博司君。

**6番 北村博司議員**

私は教育問題の権威である教育長とですね、論争する意思は全くないんですが、ですから私はどちらかという素人としてお尋ねするという立場ですけれども、1人とか2人とか極端な児童数になると学年の。例えば1人であっても三複加配で1人教師が面倒みますよと、実はこれはある面で1対1、1日中対面しておるわけで、子どもにとって息抜く場所がなくて、大変プレッシャーがかかって、決してプラスにならないと、マンツーマンの教育というのはですね。ということに言わば家庭教師と子どもみたいな関係になると聞いているんですが、教育長専門家としてのその辺のとらえ方どうでしょう。教育長はそういう経験がとおりかどうか、ちょっとわかりませんが、そういう1人の子どもを教えたというケースはどうなんでしょう。お答えいただきたい。

**議長**

小倉教育長。

**小倉肇教育長**

1人で1人のクラスを担当した経験は私確かにございません。ただ、教育事務所に長く務めておりまして、各いろんな規模の学校を毎年ずっと回っておりました。ですから小規模校で授業される先生方というのは、いろんな工夫をされております。小規模校の特徴の1つは、全校でですね取り組むいろんな行事がたくさん設けられておるということです。もちろん全

部小規模校のほうがいいんだというつもりはございませんよ。いろんな点で多人数の学級でないと得られないものは、やはり小規模校で得られない点というのはそのとおりですので、ですから、そういう点で他学校との連携とか、例えば就学旅行は他学校と一緒に行くとかです、あるいは1年から6年まで全校でいろんな行事を組むとか、そういった工夫をしておるようでございます。しかし、デメリットも確かにございます。

議長

北村博司君。

#### 6番 北村博司議員

これまではですね、旧町の時代から小学校の複式は大変現実の問題で、欠学年も出ていたりして、大変皆さん関心も強いし、心配もしてきたわけですがけれども、実は今日ちょうど資料によるとですね、赤羽中は平成28年度から複式になりますね。2学級しか設けられない。これは現実に例えば管理職が授業持つんかどうか、ちょっと現実の対応の仕方私わかりませんが、中学校の複式というのは史上初めてだろうと思うんです。これによる中学生の場合非常に多感で多様性にとんで、進路も卒業と同時に社会に出る子も現実にあるわけですね。この間も紀北中の卒業式に出ましたら、何人かはやっぱり社会に出るお子さんがいらっしまったようですが、果して社会に巣立つ直前の教育環境としてそれでいいのかどうか、集団教育という面でいくと、私は中学校の複式というのは予想されるのも初めてですが、問題ありませんか。

議長

小倉教育長。

#### 小倉肇教育長

他町村を例にあげるのは拙いんですけども、九鬼中ですね、今1学年しかありません。2名、1学年しかありません。九鬼中学校、これ3年生しか今在校生いないんです。しかし、先生方は一応各教科揃えています。

それからこの赤中のような場合は、これは法定数でありまして、国は2名しか派遣してこない。2学級分しか派遣してこないんですが、この場合は県は必ずですねもう1学級分の教員を派遣してきます。ですから、生徒が1人でもおれば中学校の場合は複式にしないというのが県の方針です。ですからその点は問題はないと、複式についてはですね、ないと思います。

ただし、私もこういう論争をしておると、あくまでもその再編拒否論者のように聞こえる

わかりませんが、そうではなくてですね、そういうふうな数になってですね、そして地域の人がやはり不安を感じてくれれば、当然ですね出てくる、いろんな問題が。そのときには対応していきたいという形で考えておりますので、ただし、現時点の今の状況では我々が心配するような形ですね、小規模校による教育劣化というのですね、現状では早急に手配する、そういう状況ではないというふうに判断しておるといっただけです、この教育委員会10名以下になったら何もなくても地域へ話し合いを持ちますというのですね、やはり適正な配置ということについても、我々は柔軟に対応していきたいと考えておることですので、その点、是非理解していただきたいと思っております。

議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

ここにですね、町営住宅入居者募集のあらまし、昭和61年度の冒頭に、旧紀伊長島町の建設課が出したもっているものがあるんですが、これはですね前年度東昇町長のときに、志子小学校の複式学級を解消する目的で、志子団地を建設したんです。ここの募集にも書かれていますね、志子団地。これ第二団地はその後ですね。第一団地のことです。第一は付きませんが志子団地。町立志子小学校の複式学級解消と地域の過疎対策事業として建設されたものである。それで公募する中に小学生の同居世帯を優先しておるんです。このチラシ。これの効果はいかがだったでしょう。この団地を建てて複式学級を解消されましたか、お答えください。町長でも、町長に代わって担当課長でも結構です。

議長

小倉教育長。

小倉肇教育長

この51年度当時は、私もこういう立場にありませんでしたので、きちっとよう答えられないので申し訳ないんですけども、この団地等にですね条件を付けて入居させてですね、仮に一時それが来ましても一過性でございますから、私はもし一時効果があったとしても、現在はその効果はなくなっているだろうと思っております。

議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

時間切れが迫ってまいりましたので端的に、実は効果なかったんです。子どもが小学生の

間団地において、中学校へ入学する直前に東なり西なりに住所を移して、紀北中学校に入学させるというケースが実際にいくつかあった。ですから、小学生の間だけしか志子小近くへ、で結局はその後、町の方針がふらついてバリアフリー仕様にして、第二団地のほうは高齢者を受け入れ始めたんです。少子化対策でという方針が変わってしまったんです。こういう方針が途中から変わるようなのは、言わば意味がなかったことになります。最初の。それを今後の反省材料としてください。少子化対策は一貫してやってください。途中から高齢者対策だなんて言い出したら、私はそのとき指摘しました議会で、コロコロコロコロ変わるんです。それご注意ください。

とりまとめます。最近、隣町大紀町はですね、保護者からどの程度議論が出たのかもわかりませんが、教育委員会が主導して、小学校は2校、柏崎小と大内山小統合、それから中学校は錦中・柏崎中・大内山中3校の統合、それで来年4月からスタートします。同時スタートします。私はその審議会みたいな協議会みたいなものに学校の責任者、校長先生方ですね、それからPTAとか地域の自治会長とか、たくさん集まった議論も聞きましたけれども、いろいろ議論がありましたけれども、教育委員会主導で進めていかれました。これからやっぱり専門家集団ですんで教育委員会は、是非ひとつ地域の声が聞くまではとおっしゃらずに、積極的に紀北町の教育の機関であります、そういう学区制の再編なり活性化の議論なりを積極的におやりいただくよう申し上げて、最後に、町長並びに教育長からそれについてのお答えをお聞かせいただいて、一般質問を終わりたいと思います。

#### 議長

奥山町長。

#### 奥山始郎町長

学校の区域の再編成ですね。再編成についてもそれはあなたの議論もわからないわけではないと思っております。ですから、これは保護者、それから社会状況等を総合的に勘案すべきだと思っております。

#### 議長

小倉教育長。

#### 小倉肇教育長

これは言うべきであるかないか、ちょっと迷うんですが、ひょっとしたらまたお叱り受けるかわかりませんが、私はこの学校統廃合の流れはですね、国の地方に対する地方潰しといえますか、この郵便局の撤廃とか、いろんなですね、そのものにつながる一連の動きのよう

に思えて仕方がないんです。ですから、学校潰して得するのは政府であり県です。だから県や政府は必死になってこの再編を進めてきます。これに対して抵抗するのはですね、本当に大変なんです。しかし、これはですねご承知のように職員の給与、これは全額ですね国と県の負担であります。それから各学校のいろんな予算のほとんどが交付税で入ってきます。学校1つなくなれば、これは地方交付税はですね、おそらく予算で学校へ配布しておる以上のものを失うでしょう。

ですから、そういう点でですね、私は子どものことを考えるということで、やはり再編成は考えなきゃいけません。しかし、経済的なそういう国のこの地方に対するですね、地方の教育に対する予算の増というのは、私は地方は当然だと思ふんです。都市の人たちはよく1人当たりの教員を問題にします。北勢の教員はですね30人前後に1人です。この熊野はですね10人足らずに1人です。それをですね税金の無駄づかいだと指摘するかも知れませんが、そうではない。私たちは95%の子弟を必死の思いで育てて、それを都市へ出しているんです。ですから、この地方をですね、きちっと荒廃させないでおいたらですね、都市はいつか滅びます。そういう点でですね、この問題を見据えて、子どもたちの幸せにつながる、やはり条件をきちっとしていくための再編、それから本当に必要な学校はですね、潰さずに残しておくという、この2つの方法を統一させながら、教育行政やっていきたいと思っております。

**議長**

これで北村博司君の質問を終わります。

---

**議長**

ここで11時05分まで暫時休憩いたします。

(午前 10時 52分)

---

**議長**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長

次に、4番 家崎仁行君の発言を許します。

4番 家崎仁行議員

4番 家崎、議長から発言の許可をいただきましたので、平成20年3月議会定例会の一般質問に参加いたします。

私は、最初に「安全な食材の確保について」を、2番目に「昼食にかかる危機管理のあり方と医療の確保等について」を、3番目に「食材の地産地消について」を、4番目に「海山区給食センター調理員の雇用と待遇について」をお尋ねいたします。

順を追って質問させていただきますが、その前に、学校給食の流れにつきまして、ここで確認いたしたいと思います。ご承知のように我が国の学校給食の歴史は古く、明治22年に山形県鶴岡町の私立中愛小学校で始まったとされております。

しかし、日本の経済は戦争など幾多の困難を抱え、制度化までの道のりは長く、昭和29年にようやくたどり着いたのが現状であります。それ以来、国内の児童生徒のほとんどが学校給食を受けられるようになり、今では学校教育における重要な教育活動の一環として定着していることは言うまでもありません。

食事内容を見ましても、米飯等の導入によりまして、献立なども多様化が図られ、さらに食堂ランチルーム等の食事環境の整備が進められています。そして栄養のバランスがとれた給食が児童生徒の体位の向上と食生活の改善に果たした役割は、極めて大きいものがあるものと思います。

現在は、「飽食の時代」と言われ、物質面では豊かな社会となっておりますが、家庭においては偏った食事内容からくる栄養のアンバランスが見られ、肥満傾向の児童が増えたりしており、学校給食においては栄養面で十分な配慮がなされた献立が、今の重要な課題となっていることは言うまでもありません。

また、学校給食は生き生きとした和やかな教育の場でもあり、できる限り郷土食の導入等により、郷土を大切に作る心の育成や他の教科との関連を図った指導など、さまざまな教育効果を期待できるなど、これからの学校給食においては、このような観点での給食指導が求

められているのではないのでしょうか。

最初に、学校給食における安心・安全な食材の確保についてをお尋ねいたします。

過去には、牛のBSE問題など、学校給食の食材確保に少なからず影響を受けたのを忘れてはなりません。今、ギョウザ等中国産食材の危険性がメディア等で大きく取り上げられており、販売ルートからも商品を撤収するなど、食品の安全性について今一度再考する時期にきているのではないのでしょうか。

当町の給食にも中国産の餃子をはじめ、いくつかの冷凍食品が使われているものと思います。このようなことから安全な食材確保のため、国産品の仕入れが大切なことになってくると思われます。1食当たりの材料代は相当上がると思いますが、安心・安全な食材を積極的に取り入れることが、何よりも大切なことだと思います。

我が国の食糧生産量は、営農農業基盤等構造的な欠陥もあり、どうしても生産量が上がらず、外国産に頼らざるを得ない状況にあります。しかし、そうであっても安心・安全な食材の確保は永遠の課題であります。

そこで、当町の給食に使用する食材の生産地確認、購入方法及び使用調味料等の安全点検をどのようにされているのか、具体的にお答えいただきたいと思います。

次に、食中毒が発生した場合の危機管理体制と、医療の確保等についてお尋ねいたします。幸い当町の給食は適正な衛生管理のもとに運営されていますので、食中毒の可能性は少ないものと思っていますが、しかし、可能性はゼロではないだけに、徹底した安全な食材の確保と給食施設機能の向上を図る必要があると思います。また、働く人たちの公衆衛生にかかる意識改革も大切な課題であると思います。

我が国における食中毒の発生状況を振り返ってみますと、平成8年のO-157による食中毒の発生が大きな話題となりました。特に大阪の堺市で発生した食中毒は小中学校合わせて134校で9,492人の患者が発生し、入院患者も200名を超え、うち3名の児童が亡くなっております。また、平成14年には農水省がBSEを疑う牛が国内で確認したとの衝撃的な報道が全国に流れ、消費者の牛肉離れがあり、スーパーや畜産業界は極度のパニックに陥るなど、同時にアメリカ産牛のBSE問題も影響して、食肉の安全基準の見直しを求める国民の声が高まっておりますが、今もなお食品流通機能は低迷しているのが現状であります。

追い打ちをかけるように、平成15年にはノロウィルスによる食中毒が発生しております。この年、発生した食中毒のすべてが学校給食であったことは記憶に新しいものがあります。冬季に発生する感染性胃腸炎のほとんどがノロウィルスによるものが原因とされており、食

品を介して感染する場合と、患者との接触や嘔吐物、あるいはそれらの乾燥したものから出る塵埃を介して発生するものもあり、非常に感染力の強い厄介なウィルスと言われております。

三重県でも介護施設や学校での集団の食中毒の発生が見られ、平成18年秋ごろから二枚貝、特にカキが原因によるノロウィルスの発生もあり、このようなことから海山の渡利ガキも風評被害を受けるなど、大きな打撃を被っております。絶対にあってはならないことですが、万が一、自校方式であれセンター方式であれ、集団食中毒が発生した場合のことを想定した危機管理体制のマニュアルは構築されておりますか。

海山区の場合を考えてみますと、児童生徒の教員を含め 920人の人たちが給食をとっていますが、最悪の場合、紀北地区管内の病院で対応できますか。さらに症状が悪化し、集団で入院が必要となったとき、地元の病院、医院で十分な処置を受けられるような医療機関との協議はなされておりますか。今こそ最悪の事態を考え、最善の対策を講じていく必要があると思います。教育長にお尋ねいたします。安心・安全な食材の確保対策はどうされておりますか。集団食中毒が発生し、生命の危険にさらされた子どもたちを守るマニュアル等は構築されておりますか。明解なご答弁をお聞きしたいと思います。

次に、食材の地産地消についてお尋ねいたします。

紀伊長島区は自校方式により給食が展開されております。小規模の学校においては、地元産の魚や農産物を食材として確保することは不可能ではないと思いますが、生徒数の集中している各学校やセンター方式で展開している海山区の給食の食材を賄うには、相当な鮮魚、農産物、米が必要です。それらをすべてを地元で賄うことはかなり無理が生じることは免れないと思います。児童生徒の食の安全性、安心を考えると、やはり地元で生産された新鮮な食材が不可欠です。そのためにできることから積極的に取り組んでいかなければならないと思いますが、教育長の考えをお聞きしたいと思います。

最後に、海山区学校給食センターの調理員の雇用と待遇等について、お尋ねいたします。

学校給食センター調理員は合併前から臨時雇用でありましたが、それでも海山町臨時職員雇用職員の取扱に関する運用基準が適用され、雇用期間、賃金、俗にボーナスと言われる割増賃金、退職報償金に加え、年ごとの昇給等もあり、賃金ベースでは十分とは言えないまでも、比較的安定していたように思います。

また、調理員は給食の安全と充実を確保するため、大型で重い食器類での献立や洗い物、殺菌作業など、重労働にもかかわらず腰痛など職業病を患いながらも使命感を持ってこの業務

に当たっておりました。しかし、町村合併を境に雇用体系は極度に変貌し、年収で50万円ないし60万円も減収するなど、働く者の意欲を減退させ、合併2年余りで5名の優秀な調理員が辞めてしまう結果を招いております。欠員補充はその都度募集しているようにも聞いていますが、待遇の悪さが噂になり、応募者もほとんどなく、苦肉の策としてパート調理員で対応しているのが現状ではないのですか。このような状態が続いていけば、学校給食センターの存在が危ぶまれることはないでしょうか。教育長はこのことをご存じでしたか。教育長には臨時調理員の雇用に安定した雇用体系を堅持するためには、待遇改善は緊急を要する課題だと思います。その対策等について具体的なお答弁をお願いいたします。

以上、あとは自席で。

## 議長

小倉教育長。

## 小倉肇教育長

家崎議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に、食材の安全確保についてでございますが、議員ご指摘のとおり学校給食の食材の中には、中国産の餃子や、加工食品等をこれまで使用していた経緯がございます。それは現実です。しかしながら、今回の中国産加工食品の農薬混入問題を受けて、紀北町におきましては、今年の2月1日以降から安全が確認されるまで、全中国製品を使用しないことにしております。従来から、全ての食材において文部科学省の示す学校給食衛生管理基準に従い内容表示・消費期限・製造販売業者等について、検収簿に記録し、安全確認をしております。今後においても、より一層のチェックを高めていくように徹底してまいります。

次に、危機管理と医療の問題についてでございますが、平成19年の昨年9月に紀北町学校給食衛生管理基準を教育委員会において作成いたしました。配布につきましては、県から食物アレルギー対策の指針も配布されておりますので、合わせて、本年4月各学校に配布し、徹底したいと思っております。自校方式・センター方式を網羅した内容となっております。

主な内容としましては、衛生管理の基本から調理従事者、施設整備の衛生管理、食品の取扱、調理中の食品の取扱をはじめ、温度管理・水質検査・調理器具・厨房機器等の管理・危機管理体制などを項目別に定めてあります。議員のご指摘である医療機関との協議につきましては、各学校、学校医というものがございますので、これとよく相談し、事件があればその指示に従って可能な限り円滑な対応ができるように体制をとっております。

次に、食材の地産地消についてでございますが、紀北町においても、郷土の食材を大切に

し、地元の産物をできるだけ使用したいと考えております。現在、みかん・イチゴ・魚類をはじめ、さまざまな食材については、可能な限り地元産や国内産を使用しています。しかしながら、安定した食材の確保・価格・限られた時間内での作業、また、手作りとなってしまう場合の作業量の増加等の問題で、加工食品にも頼らざるを得ないという現状がございます。現代の風潮として、季節感のない食事が多いと言われる中、できるだけ季節感が味わえる給食づくりを目指して、栄養士ともども努力をしております。

最後に、海山区の学校給食センターの調理員の雇用と待遇についてのご質問でございますが、海山区の給食センターは、0-157対策後のより厳しい衛生管理基準に基づいて認可された施設であるために、調理から清掃などの全工程を把握するためには2年から3年ほどの経験年数を必要とする専門性の高い業務なんです。現在の待遇になったことは、合併時のすり合せによりまして、「紀北町臨時的に任用する職員の就業規定」が新たに作成された経緯と重なりますので、その点ご理解をお願いするところであります。しかしながら、議員ご指摘のとおり、現在の海山区の給食センターの職員体制は不安定な状況が続いておりまして、今後、安定した運営をしていくためには、待遇等の見直しが必要と考えていますけれども、何分、財源等の伴うことでございますので、関係部署と協議して検討しております。何分、なかなかですね、簡単にはいかない問題がございます。

また、紀伊長島区の給食調理員につきましても、待遇等の改善も図る必要がございますが、この件につきましては、昨年12月に調理員と課長はじめ、担当職員との懇談も行いまして、その中で意見も聞き、調整を行う部分もありますので、この点も合わせて粘り強くですね、関係部署と協議をしていきたいと、そして改善していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

## 議長

家崎仁行君。

### 4番 家崎仁行議員

ただいま教育長には質の高い安心・安全な学校給食づくりについて、明解に答弁をいただきましたので、再質問はいたしません。一言だけ付け加えさせていただきます。

学校給食においては、栄養職員が立てた献立を調理員が調理し、その給食を無条件に食べなければなりません。子どもたちには食を選ぶ権利がありません。また、どれだけ立派な最新鋭の設備を備えた学校給食施設であっても、安全な食材を使ったとしても、仕事をするのは調理をするのは人です。これらのことを十分認識していただき、これからの学校給

食における課題として検討してください。以上です。

## 議長

これで家崎仁行君の質問を終わります。

次に、14番 中本衛君の発言を許します。

## 14番 中本衛議員

14番 中本衛、議長のお許しを得まして、平成20年度3月定例会の一般質問に参加させていただきます。

防災対策についてと、交通網の整備について質問をさせていただきます。

初めに、防災対策における災害時要援護者支援対策の取り組みについてでございますが、最近、我が国では水害や地震などの大災害が起こる度に、高齢者等が犠牲になっていることから、災害時における高齢者・障害者等要援護者の避難をいかに支援するかが差し迫ってまいり、最重要課題になっています。災害時要援護者名簿の作成や安否確認、避難を円滑に行うための避難支援計画づくりは2004年の豪雨災害を受け、内閣府が指針となる避難支援ガイドラインを示し、全国の自治体に策定を求められ、特に防災部局と福祉部局の連携が不十分や、個人情報への意識の高まりに伴い、要援護者の情報の共有や活用が進んでいない。また、要援護者の避難支援者が定められていない等、避難の支援計画や体制が具体化してないの3点が、緊急に対応すべき課題として指摘されています。

しかし、要援護者名簿の作成等については、各地で個人情報保護を理由に、情報の共有や提供を拒むケースが多く、総務省調査では要援護者の避難支援計画を策定している自治体は、19年度内に策定予定を含めて8.8%と1割にも満たない現状となっています。

そこで厚生労働省は、新潟中越沖地震での高齢者等の安否確認の問題性を踏まえ、要援護者名簿の作成や個人情報の共有等支援体制づくりを全国の自治体に通知し、三重県でも昨年8月20日付けで、県健康福祉部長通知が各市町の首長に出されたと同っています。

このような状況の中、当町におかれましても災害時要援護者支援に関する対策や、対応等について取り組まれていると思いますので、今日までの取り組みの現状と今後の対応について8点ほどお伺いいたします。

まず1点目、災害時要援護者対策について、防災関係部局や福祉関係部局、もしくは避難支援プラン策定関係部局、また関係機関等からなる検討委員会等、定期的な協議の場を設置していますか。

2番目として、平常時から福祉関係部局と防災関係部局を中心とした横断的なプロジェク

トチームとして、要援護者支援班などを設置していますか。

3 点目として、避難支援体制の整備を進めていくために、災害時に避難を支援する要援護者の範囲を定めていますか。

4 番目として、災害時要援護者の情報、災害時要援護者リスト等について、防災関係部局で把握していますか。

また5 番目として、災害時要援護者の情報、災害時要援護者リスト等を活用し、災害時要援護者の災害情報伝達訓練を行い、情報伝達体制を整備していますか。

次に6 番目として、平常時からの要援護者情報の収集、共有の方法としてどのような方式で行われて決められているか。

7 番目として、地域防災計画に災害時要援護者の避難支援について定められていますか。

最後8 番目として、避難支援プランは策定しているか、お伺いいたします。

次に、地域防災リーダーの育成について質問させていただきます。

「自助」「共助」を原則として、社会のさまざまな場で減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識・知識・技能を有する者として認められる、「防災士」の育成でございますが、阪神淡路大震災では家屋の倒壊などで、自力で脱出できなかった人の8割以上が近くの住民に助けられたと報じられていました。大規模災害時には消防や警察、役場などの公的機関も同じ被災者であり、頼りになるのは隣近所しかない状況に置かれます。防災士はこうしたことを教訓に、住民の初期対応力を高める目的で、2002年に創設されました。平常時には身に付けた知識と実践力を生かし、それぞれの地域住民の防災意識の啓発や訓練に努め、災害発生時には消防や自衛隊などの公的支援が到着するまでの間、地域や職場で人命救助や避難誘導にあたり、避難所運営などを中心的に担う役割も期待されています。

このようなことから、災害時に地域のリーダーとなる「防災士」の育成が自主防災会などに必要と思いますが、町長のご所信をお伺いいたします。

次に、質問2の交通網整備についてでございます。

スクールバスの運行拡大やバス停まで遠い地区の交通整備充実についてお伺いいたします。紀北町第一次総合計画の現状と課題についてによりますと、バス路線空白地域などの交通手段確保について検討進める必要があるとして、施策の方向ではバス路線空白地域などの解消を図るため、交通手段の確保を検討していきますと示され、またスクールバスなどの運行確保に努めますと示されています。

高齢化率50%を超えている木津地区の高齢者の現状は、バス停まで遠く車の運転ができない人は病院への通院や商店等での買物、また役場等に行くにも地域の人たちの思いやる送迎があるので喜んでいますが、ときには送迎していただける方々が、家庭の事情で数日間も留守にすることがあります。送迎してもらえない日々が続くと不安になるとのことです。こんなときスクールバスに便乗させてもらえないかとの要望がありますが、要望をかなえることはできないものか伺います。

次に、ササユリヒルズ団地の生徒の安全な通学路の確保についてですが、これまでササユリヒルズ団地から主婦の店の横に通じる町道を徒歩による通学路としていましたが、ときおり不審者がいたり、通行する外国人に子どもたちが慣れないことから怖がっていますし、見知らぬ歩行者に手をつかまれるということも発生しています。野性のシカやイノシシが出没し、身の危険に及ぶことが度々あり、また道路側溝の整備もなく、雨の降る日や水たまりの水をはねて走行する自動車に大変困っていることなどから、登下校について最近保護者全員が自家用車で送迎することを基本としていますが、家庭の事情や勤務先と勤務の時間を登下校の時間に合わせ調整が大変困難な状況にあり、さらに高速道路建設が進むにつれて、工事用車両等が増加し危険な状態にあります。

このようなことから、スクールバスによる送迎をしていただけないものか、保護者から切なる要望もあり、生徒の安全な通学を図ることが第一だと思います。ほかの校区においてもスクールバスの運行があってもいいところも見受けられますが、今後の対策をお伺います。

次に、今後ますます高齢化が進みます。バス停留所まで遠い地域の高齢者にとっては、バス停留所まででも何とかしていただきたいと、たくさんの要望の声が上がっています。今日まで同僚議員からも交通整備に対する質問もございましたので、その後、交通手段の確保についてどのように検討され、充実されようとしているのか、伺います。

演壇での質問とさせていただきます。

## 議長

奥山町長。

## 奥山始郎町長

中本議員のご質問にお答えいたします。

当町にとりまして、何よりも心配なのは、何時起こってもおかしくないと言われております東海地震、それに連動して発生する恐れがある東南海、南海地震の発生とこれらの地震に

よる津波の襲来であります。

災害発生時には、町民の生命や財産などに大きな損害をもたらし、特に災害対応能力の弱い災害時要援護者の方々は大きな被害を受け、犠牲となる可能性が高いことが考えられます。

まず、ご質問の防災対策の災害時要援護者対策について、防災関係部局や福祉関係部局、もしくは避難支援プラン策定関係部局、関係機関等からなる検討委員会等定期的な協議の場を設置しているかでございますが、災害時要援護者の避難支援につきましては、福祉関係つまり福祉保健課・民生委員児童委員協議会・社会福祉協議会をはじめ防災関係、つまり危機管理課・消防署・消防団・自主防災会・自治会等が組織する会議を開催し、災害時要援護者の支援体制を確立していくことを確認しております。今後の会議からは、検討手順を福祉関係機関と協議しながら進めていきたいと考えております。

次に、平常時から福祉関係部局と防災関係部局を中心とした横断的なプロジェクトチームとして要援護者支援班などを設置しているかでございますが、具体的なプロジェクトチーム等は設置しておりませんが、防災関係の打ち合わせは福祉関係部局とは常に連絡調整は行っております。災害時要援護者の支援となりますと自主防災会にお願いする部分が多いため、自主防災会の会議の中で災害時要援護者のきめ細かな確認や支援体制の確立をお願いしているところでございます。

3番目といたしまして、避難支援体制の整備を進めていくために、災害時に避難を支援する要援護者の範囲を定めているかでございますが、要援護者の範囲につきましては、一人ひとりの身体介護の状況や地理的条件等が異なること、また支援する側の援護者の人数や範囲が限定しづらいことなど、さまざまな要因があることから、自主防災会では要援護者のマップ作成や支援する側の体制を考えている地区は限られております。このようなことから、今年度は、白浦地区・名倉地区のモデル地区防災計画を進め、このモデル地区を参考に今後、他の地区にも計画作成を広げていきたいと考えております。

次に、災害時要援護者の情報、災害時要援護者リスト等について、防災関係部局で把握しているかでございますが、災害時要援護者名簿につきましては、昨年7月に整備され、現在832名の方が災害時要援護者として登録を行っていただいております。福祉保健課と危機管理課など関係する部署において共有しております。

次に、災害時要援護者の情報、災害時要援護者リスト等を活用して、災害時要援護者の災害情報伝達訓練を行い、情報伝達体制を整備しているかでございますが、リストの作成にあたりましては、本人の手上げ方式で申請を受けておりますので、災害時に支援が必要な方の、

町内全員の情報収集は十分ではございません。しかし、熱心な自主防災会では、地区全員の災害時要援護者名簿を作成した地区もございます。他の地区におきましても、精度の高い名簿を作成していただくとともに、リストを活用した情報伝達訓練をお願いしていきたいと思っております。

次に、平常時から要援護者情報の収集・共有の方法としてどのような方式で行うか決めているかでございますが、災害時要援護者名簿の登録にあたっては、要援護者と思われる方へ通知や広報等により周知させていただき、本人が要援護者名簿へ登録していただく方法で行いました。また、情報の共有につきましては、福祉保健課が原本を所有し写しを危機管理課がいただき、消防署・自主防災会・自治会等にその登録名簿の写しをお渡しし、有効に活用していただいております。

次に、地域防災計画に災害時要援護者避難支援について定められているかでございますが、地域防災計画の避難対策活動では、高齢者、障害者等の災害時要援護者の避難支援計画の実施等に努めるものとし、避難立ち退きの誘導にあたっては、高齢者、幼児、障害者、病人等の災害時要援護者を優先して行うと定めております。そのほか、避難所での設置の方法及び運営管理につきましても、災害時要援護者に対する特段の配慮を行うよう定めております。

次に、避難支援プランは策定しているかでございますが、災害時要援護者のそれぞれの居住や身体状況などが異なることから、避難支援プランの策定にあたりましては、対象者をどのように支援していくか地域の自主防災会や民生委員児童委員協議会と協議し、今後、検討して行きたいと考えております。

次に、地域防災リーダーの育成について、自助、共助を原則として、社会のさまざまな場で減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識・知識・技能を有するものとして認められる「防災士」の育成をのご質問でございますが、防災士は、災害が発生した際は、公的な援助、行政・消防・警察・自衛隊等が到着し、その機能が十二分に発揮されるまでの間、地域や職場・団体などの要請により、避難誘導や救助・救命・避難所の世話、炊き出しだとか安否確認、それから物資供給などにあたり、ボランティアと協働して活躍します。また、公的な救援組織にも積極的に参画するのが防災士でございますが、議員ご提案のように防災士の育成は、当町の自主防災会のリーダー等がこの資格を持っているのが、地域の防災力の向上につながるものと考えております。

次に、小中学校の、通学につきましては小学校では4 km、中学校では6 km以内の生徒につきましては、原則徒歩等による通学を行っております。

現在運行されております小中学校のスクールバスは、紀伊長島区で東小に通学する、東長島の田山地区の生徒11名を民間委託し、海山区では桂城方面と木津方面の生徒38名を相賀小、矢口小、潮南中の通学にシルバー人材センターに委託し、スクールバスとワンボックス車で送迎しております。

スクールバスにつきましては、まず児童生徒を安全に通学させることを目的としており、これまで一般の住民の方の乗車は行っておりません。木津方面のスクールバスに高齢者の方を乗車できないかというご質問でございますが、現在の乗車場所や運行時間を変更することなく、対象者の範囲、料金など関係機関との検討を今後進めてまいります。

次に、ササユリヒルズ団地の生徒の安全な通学路の確保でございますが、現在の通学路は、周辺に民家等もなく、また今後、高速道路の開通に向けた工事が始まりますと交通量の増加が予想され、保護者の方も大変心配していると聞いております。子どもたちが、安心して学校へ通学できる環境を確保しなければいけないと考えておりますので、今後、学校とも協議を行い安全な通学を図れるよう努めてまいります。

スクールバスの運行拡大につきましては、校区の通学圏の範囲については原則徒歩等によるものでありますが、地域の安全性や特性などを考慮に入れて運行していきたいと考えております。また運行拡大にあたっては、現在の送迎時間や運行ルート、定員や経費等、調査を進めてまいります。

次に、バス停留所まで遠い地区の交通整備の充実についてでございますが、現在、町内を運行しておりますローカルバス路線は、三重交通株式会社が運行しております、尾鷲長島線3系統と、島勝線、錦長島線を合わせた5系統、また、廃止代替バスとして、町が三重交通株式会社に運行を委託いたしております、自主運行バスの河合線があります。

しかしながら、バス停留所まで遠い地区では、車を運転できない高齢者や体の不自由な方、子どもたち等が病院やJRの駅、スーパー等の商店、役場等の公共機関に行くことさえままならず、不自由な生活を強いられていることがあり、これまで議員の方々から町内巡回バス等が運行できないかのご提案をいただいております。

このことから、平成16年に旧紀伊長島町で実施した調査運行を参考にし、町全体の多角的な交通対策を検討するため、昨年7月初旬から調査を始め、8月から企画課、福祉保健課、学校教育課の3課で町内巡回バス検討委員会を立ち上げ、コミュニティバス・福祉バス・スクールバス等を複合的に検討をいたしております。

これまで、三重陸運支局や、すでに実施されている市町からお話を聞き、ご指導をいただ

くとともに、地域の交通体系の整備に精通した企業の方々からアドバイスをいただきながら、町内のバス運行空白地域の調査、地域の人口や道路の状況等の調査を実施するとともに、運行シミュレーション等を作成し、検討を続けております。

しかしながら、町内バス路線の空白地域全体を一般的なバス運行で補おうとした場合、多額の費用が必要となることから、運行車両、運行方式、運行ダイヤ、運行ルートなど、町内の各地域それぞれにあった方式を採用することで、より安価にバスを運行することができないか等を研究いたしております。

今後も引き続き、本町にあった交通網の整備充実を図るべく、他市町の実態等も参考に調査研究を進め、状況に応じて自治会・学校・福祉等の関係者からもさまざまなご意見を伺いながら、検討を重ねてまいりたいと考えております。以上です。

## 議長

中本衛君。

## 14番 中本衛議員

それでは再質問をさせていただきます。防災対策については8点からなるご質問を、現状等お聞きしたわけでございますが、まず、まだまだこれからいろんなことに取り組まなければならぬ問題が多々あるように感じました。

1番目の定期的な協議の場を設置しているかについてでございますが、災害、今後関係機関との協議は定期的に行っていくのかどうか、まずこの1点、簡単にお伺いし、次にも移ってまいります。

2番目でございますが、平常時から福祉関係部局と防災関係部局、これらを中心とした要援護者支援班など設置しているかについてでございますが、行政と自主防災組織等の連携は欠かせないと思いますが、これらの窓口というのですかね、どこで、どのようになっているのか、この点についてもお伺いしていきます。

次にですね、3番目の避難支援体制の整備を進めていくために、災害時に避難を支援する要援護者の範囲を定めているか。これはほんまに大変な作業になろうかと思えます。今後モデル地区を参考に計画作成を進めていくとのことでしたが、各地区、各町で自主防災等が範囲を分担し、避難支援体制の整備を進めるにしましては、要援護者のマップ作成が大事になります。要援護者のマップ作成は要援護者の状況に合わせたものが必要だと思えますし、要援護者マップ作成については地域に異なったものでなく、町内を統一したものがいいと思います。昨年、視察させていただきました能登半島の穴水町では、地域見守りネットワーク

凡例表をもとに、支援マップが色別で作成されていて、能登半島地震では要援護者支援マップにより、素早い安否確認ができたと同っております。

支援マップは町内統一したものが良いと思いますが、行政としてはどのような要援護者マップの作成案を示し、取り組んでいかれるのかお伺いしますが、これも課長もご承知のことと思いますが、これが穴水町の色分け表でございます。凡例でございます。このようなものをベースにしてですね、町内全体にまずは基本的なものをつくっていただき、そこから各地区自治会等、また防災会等がそれぞれの特色のあるそういうマップ等がつかれるのではないかと思いますので、お伺いしておきます。

それからですね、7番にとびます。地域防災計画に災害時要援護者の避難支援について定められているかでございますが、防災計画の中にはですね、町長からもご答弁ございましたが、高齢者・幼児・障害者・病人等災害時要援護者を優先して行うことになってはいますが、そのようにこれに書いてあるんですね。ですが、大規模な災害時にいつ、どこで、誰が避難誘導にあたるのか明記されておられません。そういうことから、要援護者に対する配慮だけでは実際に避難誘導はできませんので、今後、どのようにすべきなのかお伺いしておきます。

8点目についてでございますが、要は1から7までトータル関連しておりますので、これら関連する協議も含めて今後何年間を目途に、町内全域での要援護者のマップや支援プランの策定に取り組まれるのかお伺いします。よろしくお願ひします。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

私が答えることがまだまだ細部にわたってですね、意思決定はしてないが、原案を持っているのが担当課、危機管理課なんでありまして、答えさせていただきます。課長に答弁をさせます。

**議長**

中原危機管理課長。

**中原幹夫危機管理課長**

お答えします。

まず、1点目の今後関係機関との協議は定期的に行うかのご質問でございますが、前回の会議の場ではですね、皆さん次につなげていこうということで確認しております。年数回は会議を開いていきたいというふうに一応考えております。

次に、行政とですね自主防災の窓口、それにどのように行うかでございますが、現在、行政の窓口は私のところ危機管理課でございます。定期的に自主防災の協議会とは、ほぼ2ヵ月に1回ほど会議を開いております。

次に、要援護者のマップの作成案の凡例等の関係でございますが、私も視察一緒にさせていただきまして、穴水町のは明確に凡例もつくられておりましたので、マップをつくる時にはですね、現在各地区で今範囲とか、どういう状態なんかということはいろいろ調べていただいております。議員おっしゃるように凡例やら、色等はですね、統一したものにして皆さんがわかりやすいようにつくっていくようには、お示ししたいなということを考えております。

次に、要援護者の実際の避難誘導は明示されていないじゃないかということなんですが、防災計画の中には実際のところまでは明記はされておられません。現在、今、地域で取り組んでいただいておりますのが、隣近所が一応グループで声をかけ合いをして避難をしていただくというのが、一応基本にしておりまして、それからまたグループがですね、避難場所を決めていくということをしていただいて、避難したときに誰かがいないじゃないかということもですね、再確認できるようなことを現在進めております。

次に、今後のマップと支援プランの策定でございますが、支援プランまだ策定はしてございません。各自主防災会と今やっておる情報をですね共有しまして、できる地域から今取り組んでおるのが現状でございます、順次各地区に取り組みをしていきたいというふうに考えております。

最後の防災士の育成でございますが、うちの職員2名ほども防災士の免許持っておるんですが、今後ですね自主防災会のリーダー等が取っていただくのが、一番防災力の向上につながると思っております。あと職員、また消防の職員、それに消防団等も含めてですね、どのように取得をしていただく方法があるのかということで、検討させていただきたいと考えております。以上です。

## 議長

中本衛君。

## 14番 中本衛議員

まず、その災害時要援護者の支援対策についての取り組み、さきほども申しましたように、まだこれからますます検討し、取り組まなければならないと、このようにお伺い、それに通じるのではないかと思います。地域住民とまた自助、共助の中でどこまでこういう減災に努

められるか、これに尽きるのではないかと思います。

要は、行政がある意味ではリーダーシップをとってですね、いろんな目標を立てて、それを自主防災会等に、また掌握させるような方法も良いのではないかと思いますし、最近では電子地図というのですかね、ゼンリンの地図の中を細かく拡大して、それに色分けできるようなものがあるように聞いております。私自身個人でも持っていますけども、そういうものを各地域のそういう自主防災会等にその地図の写しですね、例えば紀北町のゼンリン地図なんかによりますと、ページ数がまたがって一面でコピーできない部分がございます。地区を把握するにしても、そこらが一地域の中で把握できるような、そういう地図が電子ゼンリン地図から出しているのじゃないかと思いますので、そういうものも各地区地区自治会等、また自主防災会等にも配布していただいでですね、そこらから基本的なものを町が示すものを協力していただくと、こういうふうな方向付けも考えていただきたいと思います。

次にですね、地域防災リーダー育成についてでございます。これはですね町長、町長さきほどもう認識が高く、防災力の向上につながるということでご答弁いただきました。平成19年の11月ではですね、全国で2万660名の方が防災士として認定されております。そやけど防災士になるためにはですね、もう時間も費用もかかります。防災士取得のそういう意味では年度計画を立ててですね、防災士取得にかかる費用の負担を図るべきだと思いますが、町長、どのようにお考えでしょうか、お願いいたします。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

議員、おっしゃるとおりですね、防災士は非常に災害時には有効な働きをするというふうに承っております、今、ご提案いただいた年次的に計画を立案したらどうかということを含めましてですね、今後、検討させていただきたいと思います。

**議長**

中本衛君。

**14番 中本衛議員**

防災士育成についてでございますが、確かに費用がかかります。それにまた講習を受けるにしても、どこの場所に出かけるのか、そういうこともございます。そういう意味ではですね、この東紀州においては県にそこらを要望していただいでですね、県とも協議してこの地域でそういう講座等が受けられないか、またそこらの費用が県が持っていただけないか、そ

のことも強く要望していきながらですね、防災士の育成に努めていただきたいと、このように思いますので、どうかよろしく願いいたします。

じゃ次移ります。もうお昼の時間になりましたので、少し時間をいただきます。

交通網の整備についてでございます。さきほどご答弁いただきました。木津の住民の方の問題でございます。町長のご答弁ではですね、まだまだこの空白地区のバスの運行拡大は費用もかかることから、今後まだまだ検討していかなければならないと、こういうご答弁でございました。

だけれどもですね町長、今、スクールバスが相賀小学校の児童たちを木津まで送迎しております。それには一般の方が乗れないということになっておるようですが、いろんな手続き等も必要になろうかと思えます。でもそういう現実にある路線、言うたらこういうこと失礼ですが、スクールバスが行っておるわけですね。そこに付随する住民の方々が、まあ毎日乗るわけではないんですね、このような状況を見ますとね。お医者さんへ行くか買物に出かけるか、ちょっと週に何遍かそこそこです。お話を聞いてみますと、そういうときにですね便乗させてもらえないかということなんです。それによりますと、新たに空白区に別のバスを路線を用意するわけではございませんので、そないに行政としては費用がかかるものではないと思えますが、もうやっぱりこころ真剣に検討していただいでですね、何とか実のある交通網の整備の一環として今後進めていただきたいと思うんですが、町長、もう一度ご所信のほうお願いします。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

木津地区は特にですね、議員おっしゃったような状況であると承っておりますけれども、今後、教育委員会の考え方、それからどのような範囲で対象者として認識するのか、そういうことも大事だと思いますんでですね、今後よく検討しないとなかなか答えにくい問題であります。しかし、これを放置するという考えではございません。検討させていただきたいと思えます。

**議長**

中本衛君。

**14番 中本衛議員**

教育の問題と絡まってきますので、そういうふうな行政のほうとの連携と、また協議等が

必要になってこようかと思いますが、十二分に今の現状を察していただきましてですね、そこらさきほど前者議員にもありましたように、チームワーク、フットワーク、そこらを行政間で行っていただいて、より住民にいろんなサービスの向上ができないか、十分に検討をしていただきたいと思います。

最後にですね、ササユリヒルズの問題でございます。実際、今の現状見てみまして、そのようなご答弁いただきました。大変厳しい面がございます。一時期はですね船津川災害復旧工事のもとで堤防上を通学路にできないかと、こういう住民からの要望もございましてですね、県のほうにも行ってこのお話を伺ってきました。けどもあそこは防護柵もガードレールも付けないと、そうすると登下校には向かないであろうと、こういうご答弁でございました。一時期にはそこに光を見つめてですね、地域住民が喜んでいたわけなんですけど、そのようなことも無理であると、だから今後住民の要望は要望としてでもですね、やっぱり児童の安心・安全を図る、そういう意味で私さっきも申しましたが、ほかの地域にも校区にもそういう場所が多々ございます。そこらのスクールバスを運行してですね、順次そういうバスが増便と言ったらおかしいですけども、範囲を広げていただければ、さきほどにつながりますが、それぞれの地区の方々がこのバスに便乗させてもらえるような検討も、今後やっていけるのではないかと、こういうふうに思いますので、十二分に検討していただき、将来の交通網の整備について熟知をされていただいて、住民が安心してそういう路線を活用できるように検討していただきたいと、このように申しおきまして、私の質問とさせていただきます。

終わります。

**議長**

これで中本衛君の質問を終わります。

---

**議長**

午後1時10分まで昼食のため、休憩いたします。

(午後 0時 08分)

議長

休憩前に引き続き、再開いたします。

(午前 1時 09分)

---

議長

質問者が質問しておるときには、他の議員さん私語は止めていただくようお願い申し上げます。

次に、7番 玉津充君の発言を許します。

7番 玉津充議員

7番 玉津充、平成20年3月議会一般質問を行います。

本題の前に、旧海山町で平成6年度で中断されておりました銚子川流域の温泉開発につきまして、平成20年度予算にて再調査が行われる計画が組み入れられております。町長の英断に対しまして、賛同いただいております町民の皆さんや流域町民を代表いたしまして、感謝の意を表します。前回のように途中で中断されることなく、推進されることを強く望むものであります。

さて、今回の質問であります、21世紀は地球規模で水が課題になると言われております。水の質、量に恵まれた当紀北町であります、最近は決して安心できる状態であるとは言えません。そこで今回は、この水に関する河川環境と水道水の料金統一の問題について、町長の考えを伺います。

まず、銚子川の水利権について伺います。

銚子川は清流と景観に恵まれ、観光交流拠点として夏場には多くの方が訪れます。またこの水は水道水源や農業用水に使用されたあと引本湾に注ぎ、多くの魚介類の生態系を維持しております。私は生まれ育ったこの川を守るため、学生のころから銚子川漁業協同組合の川魚の増殖や、河川清掃などに参加をしております。

この川は私が現認しております50年の間に、二度大きく姿を変えました。昭和30年代のクチスボダムの建設と、平成16年の豪雨によるものであります。水は減り、河床は上昇し、大きな淵はなくなりました。表流水は伏流水となり、水温の低下や酸素不足となりまして、鮎

は育ちが悪くなりました。河川環境を維持するための水量確保が喫緊の課題であります。

解決策は上流で発電用に取水されている水を制限するか、発電後の水を元の生態系に戻すしかありません。隣の宮川や熊野川では下流の市町村が県を巻き込んで、この改善が進んでおります。そこで当町ですが、取水する発電業者と河川管理者の県、及び水利権者の当町との契約がどうなっているのか伺いたい。

また、今年も間もなく田植えの時期がやってまいります。去年は町内ほぼ全域で水不足が問題となり、耕作を断念するところもありました。去年を反省し、今年の水不足への対応はできているのですか。農業用水の枯渇に対する再発防止策を伺いたい。

そして現在の河川環境は、河床に堆積した土砂が最大の課題であります。現在、各河川は下流部から上流に向かって堆積土砂の除去中ではありますが、上流部や支流部は手を付けられておりません。洪水の被害が心配だと、去る2月25日、県と当町の自治連合会との懇談会でも要望があったと紙面で拝見をいたしました。町長は町民を代表し、県との折衝に臨まれるものと思われませんが、その決意を伺いたい。

次に、水道料金の統一についてであります。当3月議会で決議されますと、7月から実施される運びとなっております。まず合併時に水道事業給水条例を制定しているにもかかわらず、なぜ料金が改定されずに2年を経過したこの時期に改定するのか、何が課題でそれをどう解決したのか、お伺いいたします。

次に、料金の統一にあたりまして、町民の意見のヒアリングはどのように行われたのか、その方法、頻度、メンバー、説明資料などについて教えていただきたい。

また、海山区の営業用で10%を超える値上がりとなり、最大では8万円の値上がりになる事業所があるなど負担が大きくなりますが、これらの顧客に対する説明や、了承を得るための営業上の配慮は行っているのですか、お聞かせください。

最後に、合併時に残された問題が次々と今明らかとなり、これが海山区の町民感情を非常に悪くしております。ほかに同類の事件はありませんか。水道水源保護条例などまだあると承知しておりますが、この際に整理して町民に提示すべきだと思いますが、町長の考えをお伺いします。以上であります。あとは自席にて行います。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

玉津議員のご質問にお答えいたします。

まず、銚子川における水利権についてであります。河川における水利権につきましては、河川法第23条で「河川の流水を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。」となっております。

玉津議員のご質問の、銚子川水系での発電事業につきましては、電源開発株式会社が、昭和31年11月に、河川管理者の三重県及び奈良県から、銚子川、又口川、クチスポ谷川、中川における発電のため、水利使用許可、発電用水利権を受けています。

その後、許可の期間が30年間であることから、昭和60年7月に水利使用更新許可を受けております。また、平成6年3月には河川維持流量の放流により、取水の方法及び常時使用水量の変更が許可され現在に至っています。

その他、農業用水等の水利権につきましては、使用が社会的に正当なものとして承認されることにより、「（河川法第87条）慣行水利権」として習慣上の使用権に基づき許可を受けたものと考えられます。

したがって、銚子川が二級河川であることから、紀北町と発電事業所及び農業水利組合との水利権等の契約は存在しません。

次に、農業用水の枯渇に対する今後の対策についてであります。今年も田植えの時期になり、水不足が心配されるところであります。気象庁による尾鷲降雨量データによりますと、1月から2月分を昨年と比較しますとさらに少ない状況であります。

農家の方からも昨年の異常な渇水の経験から、水不足に対する問い合わせがありますので、職員が出向いて現在の井戸水位の確認等を実施しているところであります。

しかし、このような気象状況が続きますと、昨年のように、地下水位の低下が原因とされる用水不足により作付けを見送る事態が発生することから、取水管の掘り下げ、移設など揚水機の整備が必要となります。

この事態に対し、町の対応といたしましては、紀北町農業振興対策補助金の土地基盤整備事業費補助金により、総事業費に対して35%以内の補助をしております。なお、去年はこの補助によって21件の揚水機等の整備がされています。

次に、将来の対策案としましては、平成20年度から予定している広域型県営事業である中山間地域総合整備事業の農業用排水施設整備により町内7ヵ所の水利組合管理の共同井戸・ポンプの改修に対する、測量および調査を実施し、平成21年度から改修工事が施行される予定であります。

この工事により用水量の適正確保と維持管理を節減することで、農業経営の安定化を図っ

てまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、河川の推積土砂の撤去についてのご質問であります。議員ご指摘のとおり、平成16年の洪水によりまして、町内の船津川・銚子川・赤羽川の上流部には、土砂が災害当時のまま堆積しております。

このことから、紀北町連合自治会が三重県連合自治会連合会を通して、尾鷲建設事務所に要望書を提出し、土砂の早期撤去を求めたことは承知しております。

県では河川の砂利採取は、河床低下の要因となっている状況から、新規箇所での採取を規制していますが、紀北町管内では河川に異常な土砂が堆積しているにとらえています。

このことから、三重県では従来の採取認可条件とともに、紀北町内で特別な運用基準を適用して、河川管理者以外の者（砂利採取組合）の土砂撤去を可能とし、早期に治水上での安全を確保するため、平成17年2月に「治水上の安全確保のための砂利採取特別措置」を講じました。すでに銚子川、船津川、赤羽川の数箇所では砂利採取組合による土砂撤去が行われています。さらに県としても厳しい予算状況ではありますが、予算確保に努め適切な維持管理を行うとしています。

町といたしましては河川の現状を十分に把握し、洪水時の災害を未然に防ぐ管理がなされるよう県に要望を行うとともに、土砂の処理先についても協力をしていきたいと考えますので、ご支援いただくようお願い申し上げます。

次に、水道料金統一についてであります。合併におけます水道事業の重要な課題は、料金体系が異なる水道料金の統一にありました。このため合併の協定では調査・検討を十分にを行い、合併後に調整・再編するという結果になりました。

合併時において水道料金の統一ができなかった理由は、海山区の料金体系は「用途別料金体系」、紀伊長島区においては、「口径別料金体系」とまったく異なった体系であり、合併時に料金を変更しますと、住民に大きな不安と負担をかける心配がありましたので、統一は合併後に行うことになったわけであります。

水道課で、同一町内での使用者間の費用負担の公平性を確保することと、経費の削減を目指した統一案の作成に取り組み、慎重に調査・検討を繰り返し行い、この度改正案をとりまとめいたしました。

本議会に上程いたしました紀北町水道事業給水条例の一部改正をお認めいただきましたら、町民への周知を図り本年7月1日から施行いたします。

町民とのヒヤリングにつきましては、両区地域協議会や婦人層を中心にした団体と、海山

区におきましては3回、紀伊長島区においても3回、計6回、約100人の意見をいただきました。

紀北町の水道料金が公平になる同じ体系になるのだから、また経費の削減につながる2ヵ月検針収納も、やむを得ないのではというような意見を多くいただいております。

料金統一についての説明会等につきましては、さきほど述べさせていただきました、団体等への説明のみであります。今、議員ご指摘の海山区の営業用の値上がりが大きくなる、それに対しての周知をどう考えているかということにつきましては、今後、広報や行政放送を通じて周知していきたいと考えています。

また、料金が大幅に値上がりする事業所につきましては、必要に応じ今後職員において説明に何うよう指示いたします。

合併後、統一されていない条例は、両区の水道水源保護条例のみであります。水道水源保護条例につきましては、合併時に旧紀伊長島町で産廃訴訟が係争中でありましたので、地方自治法施行令第3条の規定に基づき、合併前の旧紀伊長島町と旧海山町の水道水源保護条例を、それぞれ暫定的に引続き施行していくことになりました。

同条例の統一につきましては、近い将来両町にふさわしいものにするため、検討していきたいと考えております。

**議長**

玉津充君。

**7番 玉津充議員**

発電事業所とのですね契約の件なんです、これ海山町史をしてみると、昭和36年、今から47年前にですね、海山町対電源開発株式会社の総括補償覚書に調印するという項目が載っております。この補償の内容という、中身はどういうものだったんでしょうか。私は覚書等の資料があればということで提示をお願いしたいということで、資料を請求してあったんですが、その辺についてまずご回答願います。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

電源開発株式会社との総括補償覚書の資料は、現在ございません。

**議長**

玉津充君。

7番 玉津充議員

なぜないんでしょうか。

議長

町長。

奥山始郎町長

町にはございませんが、電源開発株式会社に依頼してですね、現在調査中ということになります。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

町がですね、覚書に調印をしておいて、覚書なんかはほとんどの場合は双方が所持するということになると思うんですが、私はなぜ町にないのかという質問をしておりますので、その回答をお願いします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

昭和36年の資料、現在のところ、探したんですが、永久保存の箇所にも見当たらないということでございます。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

見当たらないというのは、よくわかる話なんですけど、なぜなくなったんかというのが、重要なことだと思うんですよね。これ以上言ってもわからんと思いますので、それ以上追及しませんけど。

次にもう1つですね、昭和30年に県とですね、この電源開発との間に協定を取り交わして、さきほど町長がですね30年の更新になっておって、昭和60年の7月に更新をしておるというふうに答えられました。これに関してですね、町とか水を利用しておる、その内水面の漁業組合とかですね、その辺の同意だとか調印だとか、町としてこの県と電源開発の間に、何か町としてもそれを認めるような調印をしたりするような行為が、行われておるんじゃないかと思うんですが、その辺を詳しく説明をお願いします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

この辺のことは大変時間の経過もありまして、状況を課長に答えさせます。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。昭和60年の7月にですね許可が更新されております。その際にはですね、河川管理者であります三重県からですね、町に対してこの更新についての何らかの意見を求められたと思います。ですが、その書類についてもですね、倉庫等を確認いたしました。出てくることはございませんでした。

それとですね、平成6年にもこの維持流量の放流の際にもですね、意見を河川管理者の県から求められたということでございます。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

今、建設課長から説明のあったことは非常に重要なことでありまして、許可を更新する場合ですね、町の意見書、意見書が付けられておるか、もしくは意見を言う場が設けられていると思うんですね。そのときにその内容がどうであったかということも知りたいんですが、その書類も町にはないということで理解してよろしいのでしょうか。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

私がさきほど答えました意見聴取でございますけれども、これらの書類についてはですね、永久保存ということではございませんので、20年以上経過しておりますので存在していないというふうに考えます。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

平成6年のときの維持流量に関しては20年経過しておりませんね。いかがなんですか。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

平成6年の際のですね書類についても、10年以上経過しておりますので同様でございます。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

さきほど20年と言われたんじゃないんですか。そういうふうに聞きましたけども。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

すみません。永久保存と言いますか、こういう書類につきましては永久保存ではございませんので、保存期間が10年でございます。失礼しました。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

それにしてもですね、さきほどの昭和36年のときの覚書にしても、そういう更新してきておる書類にしても、町のほうに何もそういう書類が、契約関係の書類が残ってない。これが当然水というのは重要なものであって、さきほどからも私が申し上げておりますように、もう町民のですね飲料水、農業用水、皆この水にかかわってくるわけです。こういうような重要なことは、そういう書類がいわゆる一つもありませんね。町長これどうなんですか。この現状と今後どうするんですか、回答願います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

水利権の契約は県と電源開発でありまして、30年の水利権の契約期限が過ぎますとですね、再度契約を更新するということになります。昭和60年の契約は昭和でいえば90年になるということでありまして、そのときに町の意見が求められると思います。そういう意見の資料については今後気をつけてまいりたいと思います。

議長

玉津充君。

#### 7番 玉津充議員

町になくとも県とかですね、電源開発にはあると思いますんで、私はやはり町もこういう書類はきちっと保管しておかないと、住民のためにいけないと思いますので、是非ですね県と相談して取り揃えるべきだというふうに思います。

それとですね、現在、銚子川の、町長、水なんですけど、平成16年以降ですね、鍋谷川という川の上流で、電源開発が取水しておったんですが、その洪水で取水口が詰まってしまいました。壊れてしまいました。そういうことで取水されてないんですね、現在。取水されてない状態で今の銚子川の状態だということです。それで銚子川のほうは昨年も農業用水の枯渇があったにもかかわらず、銚子川水系は割と被害が少なかったということだろうと思うんです。

それでこれがですね、町道の白倉1号線というのが今、町の工事中でございます。12月議会の補正予算がですね可決されたと思うんですが、それが復旧しないとその場所にはいけないわけです。当然、その町道が復旧して次に林道が復旧が済みますと、そこに工事が始まって取水口が直ると電源開発は取水を開始すると言ってます。

したがって、それが開始されるとですね、現在の水量はもっと減ることになります。これ取水までにですね、まだ時間があると思います。漁業組合を核としてですね、銚子川の水を守るための町民の活動がですね、始まろうとしております。すでにさきほども申し上げましたように宮川だとか熊野川はですね、これは1級河川なんですけど、その辺が非常に進んでおりまして、水量がないときにはダムの水を放流してもらおうとかですね、取水制限をしてもらうとかいうような方向で進んでおります。当町もそういうことが、そういう活動が始まってくると思いますんで、その辺、町のほうもですね是非援助をしていただいて、今、私が申し上げたようなその契約だとか、そういうものをしっかりと把握していただいてですね、町民のために頑張っていただきたいと思うんですが、町長の意見をお伺いします。

#### 議長

奥山町長。

#### 奥山始郎町長

今、議員がおっしゃった熊野川とか宮川の地元の方々が、流量の確保とか要望して運動していらっしゃるようですが、その辺の水利権確保についての今の権者はですね電源開発ですね。それに関する法律の範囲内ですね、町としてできることがあれば、皆様と一緒に協力

してまいりたいと思います。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

昭和30年から31年、そして30年代にわたってこのダムが建設されてきておるわけですが、その辺の事情とですね、現在の事情というのは電力状況も含めていろいろ情勢が変わってきてますんで、そういう契約の時期だとかですね、そういうところで水量についての意見言える場があると思うんです。是非そういうことですね、今町長が回答あったようにご協力をいただきたいと思います。

それから、あと農業用水の枯渇に対することはお聞きしましたし、今年度の予算にも農業用水のポンプの改修に関する調査予算等も付いておりましたので、是非進めていただきたいというふうに思います。

それから、堆積土砂についてなんですが、議長、町長に写真をお見せしたいんですが、よろしいですか。

(町長写真の閲覧する)

7番 玉津充議員

今、町長に写真をお見せしておるのはですね、銚子川の上流と赤羽川の上流の下河内の周辺の写真、土砂がそういうふうに河川に堆積しておってですね、そしてその下河内あたりではもう立ち枯れしてますよね、木が。それがまた水害によってですね、流れてくるというような状況にありまして、非常に町民の皆さんが災害について心配をしております。そういうことで町長もさきほどの説明でですね、県の運用基準を見直してやっておると。また県にですね要望も、そして処理場所の協議も積極的に働きかけていくという答弁いただきましたんで、これはもう町民のその防災にかかることだもんですから、是非力を入れてですね、早く上流にまで進むようにご努力をいただきたいと思います。

次に、水道料金のほうに移りたいと思うんですが、まずですね、さきほど町長のお話を聞いていますと、なぜ合併当時ですね、できなかったのかというと、海山区と紀伊長島区のほうで体系が異なると、そして統一することによって料金差も、料金の負担も出てくると、その辺が心配で先送りしたという話なんですが、町長、これだとですねいろんな問題が先送り、先送りにされてくるといふような印象を、私受けたんですが、町長、その辺の町長のお気持ちはいかがだったんでしょうか。もう一度回答お願いします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

この料金統一についてですね、事実合併時にはできなかったわけなんで、これを両区の住民の皆様がご納得いただいて、より差のないようなご理解をいただけるような、料金体系をつくるということの大命題において、慎重を期したということでありまして、先送りということには事実上なりましたけども、その辺の事情はおわかりいただきたいと思います。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

まず、その心配事はですね、やはり料金なんですよね。それもですね海山地区の営業用の部分で非常に料金が高くなるわけです。前回の議員説明会でも説明受けましたが、10%以上上がるということですね、私の承知しておる事業所のほうでもですね、一応それに基づいて算出をしてみました。月に400tから500t使用する20mmの供給を受けておる事業所なんですけど、そこでは月の水道料金が3万円ほどで、値上がりが8,000円ほど値上がりします。これだと20数%になります。

また、さきほど申し上げましたように、最高はですね8万円を超えると、で私はここの基準はですね、元のベースがどれだけかわかりませんから、パーセントは弾けませんけど、これをですね今、町長ヒアリングを行って町民に徹底するために各区で3回、6回ですね100人の方に説明をしたと、意見を聞いたと言われましたけど、100人わずか5%なんですよね。そうしてですね、私もこの中身を見せてもらいました。主婦の方がその100人でも大半でですね、その一番負担をかける営業関係の人たちがその中に含まれてないんですが、その辺の配慮は町長なされなかったんでしょうか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

現段階ではですね、両区で合計6回、人数にして100人という中で、営業用に使う水道を利用される方については、配慮はしないわけではないんで、その辺の事情については現場担当をいたしております担当課で、現状説明をいたさせます。

議長

村島水道課長。

#### 村島成幸水道課長

お答えいたします。町民とのヒアリングにつきましては、議員おっしゃるとおりでございます。ただ、私どもですねその婦人層の方の中にも経営者の方もおられました。しかし、最終的に口径別、用途別が統一される公平になるということで、最終的にはやむを得ないのではないかというようなことで、ご意見をいただきました。

確かに参加者、あるいは回数等も少ないんですけれども、今後、条例を可決いただきましたら、また説明等実施したいと思っております。以上です。

#### 議長

玉津充君。

#### 7番 玉津充議員

水道料金等審議会の答申書も見せていただいたんですが、水道利用者の理解と協力が得られるよう、十分な広報活動に努めるようにということで、町のほうにも要請がきております。さきほど町長はですね広報だとか、行政放送を通じたとか、それから職員による説明もやらずというふうに言われたんですが、いわゆるこれ値上がりになるお客さんはですね、いわゆる供給を受ける人たちは、この水道事業に対してはお客さんなんですね。顧客なんです。したがって、どこの業界でもですね、値段が上がる場合はそれぞれ出向いてですね、ちゃんと理解を得るというのが、これ商売のですね常道だと思うんです。

したがって、この審議会の答申にあるようにですね、その辺のフォローをですね実施する7月までに、何件値上がりするところがあるのかということをよく把握していただいてですね、それぞれの顧客に対して対応していただきたいと思うんですが、その辺のことをもう一度ご回答願います。

#### 議長

奥山町長。

#### 奥山始郎町長

おっしゃるとおりでございますね、営業用の値上がりの多い部分の方に属する方々については、できるだけ速やかにご説明とご同意をいただくように、努力をいたしたいと思っております。

#### 議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

それが一般的なですね、営業活動の中の常識だと思いますので、是非ですね行ってください。

それから、最後ですね、ほかに同類の事件がないのかということで、町長、水道水源保護条例のみですというふうにおっしゃられたんですが、これ町長間違いはないですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

現在、知る範囲では間違いないと確信しております。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

そういう回答なんで、今回のところはそういう回答で承っておきます。

それと議長、前の環境の問題でちょっと1つ問い忘れたんですが、よろしいですか。河川環境のところで忘れておった項目があるもんですから。

それではちょっと戻った形になりますが、町長、山と海をつなぐ会というのがありまして、先日、紀伊長島の下河内の山林ですね、植樹があって私も参加させていただきました。同僚議員もですね、数名参加しておったんですが、これはもう10年以上前からですね続けておるということで、非常に立派な活動だと思うんですが、町長ご存じですか、また参加されたことありますか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

この山と海をつなぐ会は存じておりますし、案内をいただいておりますが、今年の場合の当日は別の予定がありまして参加しませんでした。しかしながら、三浦漁協が主催する国有林に植樹する事業活動がありますね。それには過去旧紀伊長島町時代から5回参加しています。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

さすが町長だと思います。こういうふうに皆でその環境を守ろうとしてですね、自らその手を汚し、汗を流すという行為なんで、立派な活動だというふうに思います。それでこの環境についてはですね、行政もそういう町民に負けずにですね、日常の業務の中で環境保全に励むべきだというふうに私は思います。

そこでですね、先日の予算説明会の中でも私少し申し上げたんですが、今回計画中の業務用車の買い替え、これはですね今言うたように環境面を配慮すると、そして車の生涯コストを考えると、今後はですねハイブリット車を検討して、行政がですね町民に先んじてそういう環境に取り組むという姿勢を見せるべきだと思うんですが、町長お考えをお伺いします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

環境問題は地球的な、また我が国にとってもですね、非常に重要な今後生態荒廃に対してもですね配慮すべき重大な問題だと受け止めております。したがって、議員ご指摘のような環境に対する配慮、環境を整備していくことは行政に課せられた大きな課題だと思います。例えばハイブリットをお示しなされましたけれども、それも視野に入れながら、今後考えてまいります。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

環境への配慮はですね、やはり議論で述べたり評論したりするだけでは済まないんで、それぞれ個人個人、またその行政単位でですね、一つひとつ実行に移す、それがですね何よりの証じゃないかというふうに私は思いますので、是非皆でですね、そういう問題に積極的に取り組んでいきたいと思いますということを呼びかけまして、私の一般質問を終わります。

議長

これで玉津充君の質問を終わります。

次に、10番 岩見雅夫君の発言を許します。

10番 岩見雅夫議員

10番 岩見雅夫、平成20年3月定例会の一般質問を行います。

本日の質問は、浜千鳥リサイクル損害賠償請求事件についてであります。

すでにご案内のとおり、本年の1月の18日に「中日新聞」、1月の19日に「南海日日」、

「紀勢新聞」、「伊勢新聞」等に「浜千鳥リサイクル町に 160億円の損害賠償請求」こういう大きな報道がされました。

さらにその後、当の浜千鳥リサイクルが代表取締役中子敏男並びに取締役一同の名による「紀北町の町民の皆様へ」と題する大型の説明ビラか新聞折込によって町内の各戸に配布されたことによりまして、本件は多くの町民の知るところとなっております。今、紀北町では「紀北町は一体どうなるんや」こういう大きな不安が広がっております。

住民に選ばれ、住民の代表である議員としても、また町的意思決定機関である議会としても、この問題は決して看過できない重大な事態となっていると思います。

事の重大性にかんがみまして、私は本定例会においてはこの問題 1 つにしぼって質問しますので、特に町長の姿勢、町の対応について明確な答弁を求めるものであります。

本件は、なぜか提訴したとされている本年の 1 月 17 日から本日でちょうど 60 日目に達するにもかかわらず、いまだ裁判所（津地裁）から正式な訴状が町に対して届いておらず、提訴したものの正式受理の証跡はなく、正式に受理されたのか否かが定かでないのが現状であります。本定例会開会日に町長が行いました行政報告も、「まだ訴状が町に来ていない」そういう旨の報告でありました。

また、議会としては、去る 2 月の 28 日に休会中ではありますが、所管事務調査ということで産業建設常任委員会で行われまして、ここで公表されました資料、訴状関係の書類も言わば訴状の原本といわれるものでありまして、もちろんこの資料については裁判所の受付印もないものであります。

このような現状でありますので、本件につきまして今の段階で訴状に基づいて逐次質すことはできませんけれども、現段階でも明らかになっている点に軸足を置いて質問をいたします。

今回の町に対するこの請求額、損害賠償とはいえ途方もない膨大な金額であります。もしこれを許せば、町の崩壊にもつながりかねない危機的な事態であり、本件については全町一丸となって立ち向かわなければならぬものであるというふうに私は考えております。

そこで、まず初めに確認をいたしたいと思いますが、今回の損害賠償請求事件の提訴で、浜千鳥リサイクルは訴訟救助の申立を行って、貼用の印紙額 2,230 万円の収入印紙を貼っていないため、紀北町はこれに対して上申書を提出し、訴状は現在審理中である。目下のところ受理未定の状態である。このように考えます。

したがって、現段階ではまだ正式な裁判にはなっていないと見なすのが、正しいと考えま

す。町はこのことを町民に直ちに明らかにして、160億円という請求金額のみが先行して、いたずらに不安のみ町内に広がるのを放置することなく、正確な現状をまず町民の皆様に明らかにすべきではないかと考えます。この点について、初めに町長の回答を求めるものであります。

次に、2つ目ではありますが、今回の提訴の本質についてどうとらえているのかという問題であります。浜千鳥リサイクルはなぜ産廃施設の再開の方向、つまり産廃施設建設再申請という、そういう手段をとらず、資料によりますと「金員を支払え」という訴えになっておりますが、こういう形で訴えてきたのかという点であります。

町としては、この点についてどう受け止めているのか。まず、この点を2点目について質問をいたします。

3つ目になります。160億円の損害賠償請求というのは、非常に膨大な額であります。紀北町の一般会計当初予算のおよそ2ヵ年分に相当する大きな金額であります。

これは紀北町の赤ちゃんから高齢の方に至るまで、1万9,000人を超える人口がありますが、この紀北町民の福祉や教育や環境や産業・防災などなど、あらゆる分野で町民の命や財産を守るために使われる町予算、この町の財政からこのような莫大な金を支払う理由も道理も全くないものと考えます。町民の命と財産を守るという立場に立てば、到底理解できないことでもあります。このことこそすべての町民に率直に、しかも速やかに訴えるべきではないでしょうか。

町としての対応姿勢を明らかにして、そして本件の持っている反町民性、自治体の破壊にもつながりかねないこの問題について、町民の皆さんにどう訴えていくのか、重大な危機感を持って事にあたらなければならないと思います。町長の考え方、積極的な姿勢を示していただきたい。このように思います。

4点目としまして、本件はその及ぼす影響の大きさを考えたときに、また町政としては全庁的な対応が必要ではないかと考えます。さらに訴訟対策という点から考えましても、本件は産廃訴訟に端を発しているとは言え、新たに提起されている訴訟案件であります。当然、専門家を含めたプロジェクトチーム、対策班ないしは対策室といった、そういう全庁的な体制が必要不可欠ではないでしょうか。

あえて、ここで指摘をさせていただきますと、訴訟即水道課で対応というのは、旧町時代の例であって、今は紀北町であります。当然、紀北町全体として必要な複数の課や、庁内の英知の結集をやって、そして専門家を含めた即応体制を確立すべきであります。また、議会

の助言が非常に重要であります。

以上の点について、本当に抜本的なかつ早急な対処が必要だと考えますが、その点を強く求めたいと思います。この点についての町長の考え方をご回答いただきたい。

それから5つ目として、総括して申し上げますけれども、ご承知のように憲法にはこの地方自治というのは明記をされております。憲法の重要な柱になっております。そのもとにつくられた地方自治体、これは町はまさに町民のものであって、住民こそ主人公なんです。1万9,630人というこの町民を奈落の底に突き落としてしまうようなことは、断じて許すことはできないと考えます。

したがって、本件は町政やとか議会はもとより、町民が一丸となって立ち上がらなければならない問題ではないでしょうか。かつて合併前の旧紀伊長島においても、また旧海山においても命の飲み水、水を守る闘いや、原発誘致を阻止した闘いなど、輝かしい住民の闘いの歴史があります。そして今も脈々とその生命は生き続けていると思います。

この紀北町民の住民運動の歴史や伝統に、改めて確信を持って町民と一致団結して、町のこの窮状を救うために立ち上がるべきではないでしょうか。もちろん議会も、個々の議員も、自らの自覚的意志に基づいて立ち上がると思います。町の責任者としての町長の決意を明らかにするよう求めまして、第1回目の私の質問とさせていただきます。

## 議長

奥山町長。

## 奥山始郎町長

岩見議員のご質問にお答えいたします。

まず、上申書につきましてはですね、先般、津地裁に対して訴状救助の申立については支払うべきではないかという上申書を津地裁に提出いたしましたことを報告いたします。

次に2番目ですね。金員を支払えと訴えたのかという、町はどう受け止めているかということなんですが、浜千鳥リサイクルが計画した産業廃棄物中間処理施設は、平成7年5月10日に三重県知事から施設の設置許可を受けておりますが、現時点では事業を進められるかどうかはわかりません。

次の質問 160億円のことでですね。本町は町民の生命の水源を保護し、守り抜くという町民大多数の願いを受けて、これまで前産廃訴訟で規制対象事業場認定処分の正当性を強く訴えてまいりました。結果は残念な結果となりましたが、旧紀伊長島町で起こった前産廃訴訟は町民注視の中で進められ、私たちに本当に大切なものを守ることの難しさを改めて教えてく

れました。今後、正式な訴状を受け取り、損害賠償義務の正否を争うことになった場合、本町といたしましては、浜千鳥リサイクルが請求してきた法外な損害額に対して、請求額自体根拠がないことを主張、立証してまいりますので、議員はじめ町民の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、前産廃訴訟は平成8年2月26日に、浜千鳥リサイクルが規制対象事業場の認定処分の取り消しを求め、津地方裁判所に提訴したのが始まりですが、その一審のときから旧紀伊長島町時代では関係する各課の協力を得ながら、対応をしております。今後においても水道課を中心に関係各課の協力を得て対応していきたいと考えております。また、訴訟が進展する中で、議会の助言もいただきながら、対応していきたいと考えております。

その次ですね、前産廃訴訟においては旧紀伊長島町の有志の方々と結成した水を守る会を中心に、浜千鳥リサイクルの産廃処理施設の計画には強い不信感がある。また、水道水源を枯渇させる恐れがあると三重県知事に対し、7,000名以上の建設反対の署名が提出されました。私といたしましては、町民の生命の水源を保護し、守り抜くという町民大多数の願いと理解を受け、これまで努力をしております。損害賠償請求訴訟の訴状が正式に送達されましたら、住民の皆様の負担にならないように最善の努力を尽くしてまいります。

以上でございます。

## 議長

岩見雅夫君。

## 10番 岩見雅夫議員

基本的には、共通する問題なんですけども、問題の本質点を明確にするために、いくつかは番号も付けてましてですね、質問をさせていただきました。

まず、初めのところからですね、もう一度改めて確認も含めて再質問をさせていただきます。1つは、最初に指摘をしましたように、今回のですね現状、この点について60日を経過した今日もなお状況は変わっていないというふうに、町長の報告等から判断をせざるを得ないわけですが、この点から言いますとですね、最初に言いましたように、訴状は現在審理中であって、目下のところ受理は決定されていない。未定の状態である。

したがって、現段階ではまだ正式な裁判にはなっていない。このように見なすのが正しいと思いますが、この点について明確な回答がありませんでした。非常に重大な点でありますし、私が指摘をしましたように、この今日の現状をですね、直ちにやはり町民の皆様にお知らせをし、そしてこの160億円という巨大な請求額が町内に広がっておりまして、一体どう

なるんだという不安が大きく広がっております。これを放置するというのは大きな問題ではないかと考えます。したがって、町としてもですね、現状を直ちに町民の皆様到的確にお知らせをすべきであると思いますが、まず最初に質問したこの点についての回答がありませんでしたので、ご回答を求めたいと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

新聞等で議員もその状況は入手されているようにですね、訴状が、提訴がですね津地裁に行われまして、それを裁判所では審査しておる最中であろうと、そのように想像できます。したがって、私どものほうには正式な訴状がまだ届いておりませんので、それが来た時点でですね、議会並びに皆様方に、町民の皆様方にご説明をさせていただきたいと思います。

議長

岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

もう少しですね、深く理解をしていただきたいと思うんですけども、私の指摘しているのはやはり上申書の提出等もあつですね、正式な訴状がまだ届いていない。言わば正式な裁判にはなっていないという現状ではあるのに、この請求額の問題がですね、新聞に大きく報道されて、大変町民が不安に思っているわけです。いつ訴状がですね、到着するかわかりません。だから町の対応としてはですね遅滞なくこれに応じるような体制が必要ですけども、今、すぐですね、やるべきは、この実態について、現状について町民にお知らせをし、いたずらに不安のみがですね、町内に広がるというのを放置しないというのが、大切ではないかというふうなことで申し上げております。この点についての判断をですね、お願いしたいと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

町民の皆様方のご不安を消去していく、取り除いていくということは大事なことです、まだ正確なですね、情報のもとにそれをお知らせしたり、不安を取り除くことが望ましいと思っておりますので、今しばらく時間的な余裕をいただきたいと思います。

議長

岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

それでは次ですね、今回の提訴の本質をどういうふうにとらえるかという点について、明確な答弁がないわけなんですけど、私も指摘をしたようにですね、いわゆる産廃訴訟事件のですね判決によって、業者側にとってはこの再申請の道というのは開かれているというふうに考えるのが普通の考え方だと思うんですが、そういった方向をとらずにですね、この訴状の原本というのですか、これを見ますとですね、いきなりこれだけの莫大な金額の金員を支払えという請求になっております。この点について町としてはですね、どのように受け止めているか、判断をしているかという点について、もう一度ご回答お願いしたいと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

原告の考え方に基づくものであると思っております。

議長

岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

それはそうなんですけども、それ以上は答えられないということだと思います。

それですね、問題は3点目、私の今日の質問の3点目に指摘した問題になっていくわけなんですけど、非常に請求ということになればですね、大きな金額になってまいります。これをですねどのように対応してですね、争っていくかということが問題になるわけなんですけど、この自治体そのものがですね、崩壊しかねないようなこういった問題について、もっとですね町の責任者としては危機感を持って、そして町民の皆様にもですね訴えるべきではないかと考えます。

正確なですね、詳しい訴状の内容はまだ報告できなくてもですね、大体のその本質というのですか、主な点はですねもうわかっておるわけですから、事前にですねこういった周知活動もですね、行っていかないと町民は全くですね、判断の資料を得ていないし、町から何の説明もされていないわけです。この点についてさきほど述べました不安解消ということも含めてですね、もう少し危機感を持った町の責任者としての対応が必要だというふうに考えますが、いかがですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

危機感につきましては、私も抱いております。さきほどの答弁した基本的な考え方、正式な訴状が届いてなければ、そのうえにいろいろの思惑をのせてご案内することについては、大変無理があるのではないかと考えております。

議長

岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

この件ですね、これからの取り組みなんですけれども、さきほどの項目に分けた第1回の質問の中で述べましたように、この問題の影響の大きさ、それからもう1つはですね、訴訟対策というこの2つの面からみてですね、私はもっと抜本的な対策が必要ではないかというふうに考えております。弁護団の問題も当然この中に含まれてくるわけなんですけれども、まず最初に確認したいのはですね、これは新たに提起された訴訟案件である。この点はそのように認識されておりますか。従来の産廃訴訟の継続ではなしにですね、新たな裁判であるというふうに認識されているのかどうか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

これは新しい訴訟事件であると認識を持っています。

議長

岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

これからのですね、対応策や体制の問題が、このことに大きく関係してくると思いますので、そのことを確認させてもらったわけです。今、言われたようにですね、これは損害賠償請求事件というですね新しい裁判です。それなりにですね従来とは変わった紀北町全体としての、この庁内の英知を結集したですね、もっと強力な対策が必要ではないかと思います。私たちが先にですね、これは自然災害の問題ですから、本件とは別な性格ですけれども、穴水町でもですね、特別な対策室というのが設けられてですね、対応にあたっておりましたが、そういった種類のものに匹敵するようなですね、大きな事案ではないかというふうに考えるんです。もっと新たな立場で庁全体を総合した強力な体制、特別体制が必要だと思うんです。

けれども、今の取り組みの現状はですね、従来の状況に準じたですね、取り組みでしかないというふうに考えるんですが、これで果して良いのかどうかということはですね、議会内においても多くの町を憂いる人たちのですね意見です。弁護団の強力な体制をつくるということも含めてですね、もう一度全庁的な強力な体制をつくる、対応策を考える、こういうふうに見直すべきだと考えますが、いかがですか。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

さきほどもお答えさせていただきましたように、担当課は水道課としておりますけれども、横の連携、連絡、協力は、それは目には見えてこないでしょうけれども、相当強いものがありまして、しかも総責任者は私が受け持っているわけございまして、全庁的と言えば全庁的なものと思っております。

**議長**

岩見雅夫君。

**10番 岩見雅夫議員**

全体的に関係するわけなんですけれども、私の心配しているところ、また問題提起しているところをですね、もっと深刻に受け止めてですね、強力な体制を取ることが望まれるというふうに私は今もこうして質問しながら痛感しております。紀北町の人口は1万9,963人ということなんです、今回のですね、この請求事件で誤った対応をするようなことになればですね、町民がどれだけ大きな被害を被るか、このことを考えただけでも事の重大性がですね、ひしひしと伝わってくるわけです。どんなことあってもですね、町民をこの奈落の底に突き落としてしまうようなことは断じて許してはならないというふうに考えております。

もっとですね即応体制、こういうものについてもですね、明確な強力な体制をとってですね、弁護団の強化についてもですね、さらに強力的に構成していく、そういうことを考えておりますが、町長は現在の進行状況も含めてですね、この点についてどのように対応されておりますか。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

予算要求をさせていただきましたとおり、弁護団につきましては、一応5名を予定してお

ります。これは環境問題、行政法関係に詳しい方が一番適切であろうという判断においてですね、この議員にはどのようにお受けとりになっておるか知りませんが、わかりませんが、実質的に私の考えの中で強力な対策をやっているつもりであります。

議長

岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

正式訴状がですね、まだ町に到着していないという状況で、訴状の具体的な内容に沿ってですね、逐一、今ここでですね問題ができないという制約があります。もちろん一般質問はですね、定例会でないと行えませんので、現在の紀北町の状況の中でですね、これは絶対にゆるがせにできない問題として、今日私はこの3月議会の一般質問で取り上げさせていただいたわけですが、何回も強調しておりますようにですね、非常に紀北町にとっては初めて、そしてその内容からしてですね、極めて重大な事態というふうに考えております。

今後も引き続きですね、我々自身も調査や研究もし、積極的にですね、町に対しても意見も述べていきたいというふうに考えております。問題は行政や、あるいは議会がそれぞれですね、単独に動くのではなく、町民にも大きく呼びかけながらですね、町民と一緒に力を合わせてこの窮状にですね、対処していきたいというふうに強く決意しておりますので、そのことを申し上げてですね、本件については私の一般質問を終わらせていただきます。

議長

これで岩見雅夫君の質問を終わります。

---

議長

ここで2時45分まで暫時休憩いたします。

(午後 2時 35分)

---

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 2時 45分)

---

## 議長

次に、20番 東清剛君の発言を許します。

## 20番 東清剛議員

議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

通告書には町税の徴収や、各使用料の収納状況とございます。

昨年度の決算書を見ますと、町民の義務としての納税、また町民の方々が利用使用されています町営住宅、水道、奨学金の返還、給食費、保育料の滞納が増えているようにみえますが、その状況を示していただきたい。

地方では特に景気が悪い状況やと思いますが、責任と義務において正直に納付している大多数の町民の方々が、納税義務の衰退にもつながってしまう、滞納、未納の放置はできないと考えております。未納のある町民からどのように納付していただくか、納付しやすい方法があるのか、従来のままの手段ではなかなか進まないと思いますが、どのように考えておられますか。

さきほども尾上議員の一般質問にありましたが、庁舎内のコミュニケーション、今後は担当課だけではなく、町長、執行部自ら各関係課が横断的に考えと行動を協力し、徴収方法を求めていかなければならないと考えられます。このような中で町税の未収状況、町営住宅の使用料金の未収について、また水道料金の徴収状況について、奨学金の返還状況について、給食費、保育費の収納、納入状況についてお尋ねいたします。

あとは自席にて質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

## 議長

奥山町長。

## 奥山始郎町長

東清剛議員のご質問にお答えします。

平成19年度の町税の収納状況につきましては、年度途中であることから、最終の収納率が決定されていない状況でありますので、平成18年度の決算をもとにお答えさせていただきます。

す。

町税全体の収納実績につきましては、現年課税分と滞納繰越分を合わせた調定額18億 1,295万 2,000円に対しまして、収入済額は、14億 947万 4,000円であり、不納欠損額を差し引いた未納額は3億 8,853万 6,000円であります。

ご質問の住民税、固定資産税、軽自動車税の現年課税分の収納状況でございますが、個人住民税につきましては、現年課税分の調定額が、4億 4,515万 4,000円に対しまして、収入済額4億 2,028万円で、徴収率は94.41%であり、法人町民税では、調定額が1億 1,445万 7,000円に対しまして、収入済額1億 1,326万 6,000円で、徴収率は98.96%であります。

固定資産税につきましては、調定額が6億 7,878万 7,000円に対しまして、収入済額6億 3,905万 9,000円であり、徴収率は94.15%であります。

軽自動車税につきましては、調定額は3,828万 7,000円に対しまして、収入済額3,542万 9,000円で、徴収率は92.54%であります。

次に、滞納繰越分の収納状況についてお答えさせていただきます。

個人住民税では、調定額が1億 1,525万 8,000円に対しまして、収入済額1,089万 4,000円で、徴収率は9.45%であり、法人町民税では調定額が525万 7,000円に対しまして、収入済額55万 4,000円で、徴収率は10.54%であります。

固定資産税では、調定額が2億 4,427万 9,000円に対しまして、収入済額2,693万 7,000円で、徴収率は11.03%であります。

軽自動車税では、調定額が983万 9,000円に対しまして、収入済額142万円で、徴収率は14.44%であります。

以上が、住民税、固定資産税、軽自動車税における収納状況であります。このことは、三重県下29市町の中において27番目に位置する低い状況でございます。

しかしながら、町税の確保は、各種町民サービスを支える原資であり、重要なものとして位置付けられているところから、町といたしましては個別徴収や納付誓約を取り交わすなどして、滞納整理を進めているとともに、平成16年度より三重地方税管理回収機構への町税の移管を進め、平成18年度より三重県の実施する「県・市町県税滞納整理併任職員」制度を利用し、県税職員の指導も仰ぎながら預貯金や生命保険などの差し押さえを実施しております。

さらに、地方税法第48条の規定「個人の町県民税の徴収及び滞納処分の特例」による引継ぎを三重県に行い、県職員と連携して徴収率を向上させ自主財源の確保に努めております。

今後においても滞納の新規発生、再発の抑制のために、適切な納税相談を推進し、行政放

送や広報誌を活用して、納税意識の高揚を図っていきたいと考えております。

なお、高額かつ悪質納税者や処理困難な案件につきましては、引き続き三重地方税管理回収機構に移管し滞納処分を進めていきたいと思っております。

次に、町営住宅使用料の収納状況でございますが、平成18年度の決算における収納状況は、現年度分については収納率が94.7%、過年度分については12.4%でございました。

また、平成19年度の収納状況でございますが、平成20年2月末現在で、現年度分については収納率が84.8%、また過年度分は9.7%となっています。

今後、収納率を向上するため口座振替の促進を図ります。また、滞納者への対策としては「滞納家賃納付誓約書」を取って、滞納家賃の収納促進を図る考えでございます。

水道料金の収納状況につきましては、平成18年度決算で、水道事業会計が86.1%、簡易水道事業特別会計が90.5%の収納率であります。

未収金の額は、水道事業会計が6,475万円、簡易水道事業特別会計につきましては827万9,000円でございます。

未収金の対策につきましては、日ごろから未納者に対して支払を促していくことが、一番の対応と考え、昨年5月に、過年度分に未納がある方を対象に「未納のお知らせ」を通知して周知をさせていただきました。3ヵ月以上滞納がある方に対しましても、督促状を発送しております。この結果、平成20年2月現在の過年度分の収納率については、水道事業会計で33.1%、簡易水道事業特別会計で24.3%となり、平成18年度決算における過年度分収納率に比べて、わずかではございますが高くなっております。

滞納者には、納付誓約により計画的な納付をお願いするとともに、戸別訪問等により聞き取り調査を行い、誠意のない滞納者につきましては、給水停止など法的な措置も視野に入れて取り組んでまいります。

また、コンビニやゆうちょ銀行での窓口収納を検討するなど、滞納の未然防止、納付の利便性の向上を図ってまいります。

次に、奨学金の返還についてお答えいたします。

当町の奨学金の貸与につきましては、大学、高等専門学校、または高等学校に在学する優秀な生徒で学費の十分でないものに対し、奨学金を貸与し、もって有為な人材に資することを目的としております。

これまでの奨学金の貸与状況でございますが、平成19年度で延べ546名に貸与を行っております。内訳は大学生450人、高校生96名となっております。

現在の奨学金の未納額の状況でございますが、平成18年度決算では調定額 1,448万 8,400円に対し収入済額 1,117万 7,200円であり、未納額は 331万 1,200円となっております。

奨学金は、貸与された本人が大学等を卒業後、働きながら返済を行っていただくことが必要と考えております。

しかしながら、現在の社会情勢を見ますと、景気回復により一部企業では人材不足といったことが見られる半面、雇用形態の変化や就職活動の厳しい競争や、変化の激しい社会情勢の中、若者の就業に対する考え方が変化していることも社会問題化しております。

こうした状況ではありますが、奨学金制度は貸与された奨学金の返還額を、財源として運用されておりますことから、今後も戸別訪問を通じ制度の周知、ご理解をいただき、返還を進めていきたいと考えております。

次に給食費につきましては、紀伊長島区では、各学校単位で口座振込みや自主納付で収納し、学校単位で業者に支払い決算も各学校で行っております。

海山区では、給食センターにおきまして口座引き落としにより納付されております。

なお、一般会計外でございますが、平成18年度の状況は、給食費の収入としては 7,540万 5,768円で、滞納金額は36万 9,752円でありました。

これらの給食費の滞納の原因は、保護者の方の給食に関する認識が薄く、また、保護者の経済的な事情等で納付不能となるケースが多々あります。今後も引き続き、電話や文書による説明、また督促状や戸別訪問を通じ、給食費の徴収を進めてまいります。

次に、保育所保育料の収納状況でございますが、私立保育所、公立保育所合わせまして、平成18年度現年度分、過年度分、合わせました調定額は 8,710万 9,290円であり、収入済額は 8,484万 6,040円で、収納率は97.5%でありました。その結果、平成19年度に繰り越された滞納額は17件で 226万 3,250円であり、その収納対策としましては、納付誓約書を取り、分割での納付や、毎月、職員が自宅等へ出向き徴収を行うことで、収納の向上に努めているところであります。本年2月末における収納状況でございますが、現年度分で99.5%、過年度分で11.4%であります。

次に幼稚園の保育料の状況でございますが、ふなつ幼稚園、引本幼稚園、紀伊長島幼稚園とも現在未納はございません。以上です。

議長

東清剛君。

20番 東清剛議員

数字が多いので、なかなか資料をもらわないとわかりづらいんですけども、私の決算の資料がありましたので、それで大体よろしいわけでしょうね。20年度に関しては、予算の中では大体96%予定されておりましたが、これで見ますと94%ぐらい。新年度は96%ですね。18年度の決算は95%、4.何パーセントというところで、多少は良くなっているんでしょうかね。その辺と。

それからもう1つは、この時期においてと、去年の時期との比較がわかれば教えてください。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

お答えいたします。19年度の町民税の徴収率、これはまだ途中なんですけど徴収率は77.24で、18年度の徴収率は79%でございますね。担当課長でお答えさせますので、ちょっとお待ちください。

**議長**

上村税務課長。

**上村晴彦税務課長**

お答えさせていただきます。

まず、平成19年度2月末日なんですけども、現在の収納状況でございますが、住民税、固定資産税、軽自動車税の現年課税分の合計の徴収率は、83.59%でございます。前年の同じ時期の徴収率と比較すると1.84%の減となっております。しかし、滞納繰越分の徴収率は、14.40%であって、前年度と比較しますと4.50%の増ということになっております。

このように滞納繰越分につきましてはですね、職員が戸別徴収に努力した結果と、それから県の職員の指導を仰ぎながら滞納処分、例えば差押さえなんかを実施してですね、効果が現れているというふうに思っています。

それから現年課税分につきましてはですね、現在では少しばかり減になっておるんですけども、これから3月から5月にかけては未納者の方に督促状の発送、それから税務課全職員の集中徴収を計画しておりますので、最終的には前年の徴収率を上回るものと思っております。

それから1つ目に質問がありました、20年度の96%の徴収率の予算ということなんですけども、昨年は95%で1%伸びております。これは3ヵ年の実績等踏まえて、96%と設定した

ということでございます。

議長

東清剛君。

20番 東清剛議員

よくわかりましたけども、ただ現年度分で、なかなか集まらないというところでしょうね。というのは当然税金というのは払う義務が、憲法30条国民は法律の定めるところにより納税の義務があると、こうね、そうですね。そのなかでやっぱり納税の義務を果たすには、一番いい方法は何なのか。やはり安い金額、安い税額で納めたいというのがあると思いますよね。少しでも有利な格好で。それは今年度で廃止された前納報奨金、あれはやっぱり納税意欲を高めるにはいい報奨金ではなかったかと、私は考えております。

それはもう徴収方法も楽だと思いますしね。その中で今後、今までよりも率を下げてでもね、復活さすかということ、町長お考えをお聞かせください。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

前納報奨金はですね、長い間、町の町税を促進してきたんですが、現在に至ってこれを取り止めました。社会的な変化もありですね、他の市町のですね状況も勘案しながら、それを取り決めたわけなんで、ここ当分の間、それを復活する考えは現在持ち合わせておりません。

議長

東清剛君。

20番 東清剛議員

今年度のね、結果を見まして、また判断していただいたらいいと思いますけどもね。

それとまたもう1つ、地方税管理回収機構には、今年度は1件しか出さなんだ。ということは納税、やっぱり相談に乗っていただいているということで踏まえてよろしいわけですね。

もう1つ、私ずっと3、4年前から気になったのが、たばこ税のことなんですけども、その当時はね決算報告を税務署にする。うちの納税になるというふうなことを聞いていたんですけども、現在の状況を教えてください。

議長

上村税務課長。

上村晴彦税務課長

お答えします。たばこ税につきましてはですね、以前は専売公社のほうから納付金として町のほうにたばこ税として納付されておりました。しかし、昭和60年4月1日、民営化ということで後は卸販売業者である日本たばこ産業、それからTSネットワーク株式会社、それから株式会社ダイキョウなどに地元のたばこ店やコンビニ店が直接注文をしてですね、卸が行われておりますので、したがって、たばこ税につきましては、その卸業者から1ヵ月分ごとにまとめて、町のほうに納めてくれるということになっております。

議長

東清剛君。

20番 東清剛議員

と言いますと、販売店のその消費者のいる販売店のそのエリアにたばこ税が入ってくるといことで、よろしいわけですね。わかりました。

では続きまして、町営住宅についての質問をさせていただきます。町営住宅の滞納金について、18年度では94.7%という答えをいただきましたね。その中で今の現年度分はいいんですけども、過去何年かでそれぞれの地区で滞納状況が変化していると思うんですけども、その辺がわかっているならば教えてください。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

担当課長にお答えさせます。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。議員言われますのは、紀伊長島区、海山区に分けてかのご質問かと思しますので、説明させていただきます。

まずですね、平成11年度におきまして、紀伊長島区、旧町でございますけども、滞納がですね約11万3,000円ほどでございます。その同じ時期に旧の海山町では554万円でございます。その後、例年の滞納額を累計いたしまして、平成18年度決算時におきましては、旧紀伊長島町の住宅におきましては、約598万円ほどでございます。また、旧海山町の住宅におきましては、1,332万円ほどございまして、これらを合わせまして1,930万円ほどでございます。

議長

東清剛君。

20番 東清剛議員

随分増えてますね。その状況を見ますとね、聞きますと。その原因についてはある程度調べてはおられるとは思いますが、その原因と今後とっていかなければいけない対策、町長さきほど演壇で答えられましたけど、その辺をもう一度確認する意味で課長に答弁をお願いします。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。まず、紀伊長島区の状況でございますけれども、さきほど報告いたしましたように、かなり増えております。この原因といたしましてですね、原因と思われるものとして、平成8年度に志子の第二団地が建設されております。その後ですね、志子の住宅、家賃が2万円以上ということでございますので、その部分の滞納が平成14年当時からかなり増えてきておりまして、これ紀伊長島区の滞納のほぼ8割以上を占めている状況でございます。

これらにつきましては、現在担当として考えておりますのはですね、まず、さきほど町長からも説明させていただきましたけれども、滞納家賃の誓約書をとるということで、これ海山区でも行っておりますけれども、連帯保証人さんもみえますので、その辺の連名でですね、滞納の誓約書をとってですね、現年度分以外に月額5,000円なり1万円なりというような形で、特別に徴収するような考えでございます。

また、紀伊長島区におきましてはですね、口座振替の状況が全くございませんので、こういう口座振替につきましても今後増やしていくというふうに考えております。以上です。

議長

東清剛君。

20番 東清剛議員

是非ともね、そのような取り組みをお願いしたいと思います。

それで当然、これは家賃というのは所得に応じて決められてますね。その所得によって払える金額での設定ですから、使用料は、使用料は当然納めるのが責任と義務で納めていただくかんといかんと思いますよ。当然、今後やっぱり法的な処置を求めてね、差し押さえまでを

考えないといつまでも野放しにしてはいけないと思います。

あとは、続きまして水道料金でしたか。いろいろ明確な返事をいただきまして、町長にはね。当然そのように取り組んでいただくのがいいんですよ。それでよう考えとるのはね、水道事業というのは当然営利目的でやってないんですね。それは民間企業のように営利を目的じゃなしに、町民の皆さんにね、安全で安心な水を供給するのが本来の目的ですね。そのようにして公共サービスの主たるもんだと考えております。

水道事業は使用者が納めるのが当然の話です。これは買った商品、使ったものに対してはね、これは当然法的にいろいろと時効とかの問題が出てくるんでしょうけども、これはもう人間の意識の、町民の意識において当然使用したものについては、責任と義務で払っていただかんといかん。これはもう町長がいつも言われるようにね、私もそれには大いに賛成しますんで、是非進めていただきたいと思います。

それでまたね、滞納になったのはいろいろと町の職員の皆さんの徴収状況が良くなかった。不適切であったということも指摘はされておりますけども、さきほど言うようにやっぱり使用者が責任を持って払うということでは是非とも、私は町民の皆さんに水道料金は使ったんだから、責任を持って払うという考え方で臨んでいただきたいと私は思っております。水道に関しては以上です。

次は、奨学金の返還でございますが、順調に返還はされて3百何十万円の滞納があるということですけども、331万円が未納となっておりますけども、その辺の説明ができれば、町長じゃなしに担当課でよろしいですんで、よろしく説明してください。

## 議長

世古学校教育課長。

## 世古雅則学校教育課長

ただいまの議員のご質問なんですけども、滞納の330万円ほどあるわけなんですけども、その原因につきましては、戸別訪問等させていただいております。滞納につきまして整理につきまして、その中でですね、やはり一番大きな原因といたしますのは経済的なものでございました。なかなか滞納になっておるという状況です。この滞納を減らすための対策なんですけどもね、今まで返還にあたりましては自主納付という形で、年に1回の通知を発行いたしまして、個人に自主的に納付していただいております。

今後ですね、そういうことから滞納がたまってくるといいうこともございまして自主納付と、もう1つ今後口座振替の導入、それから年に1回の回数等も検討いたしまして、滞納整

理に努めていきたいと考えております。以上です。

議長

東清剛君。

20番 東清剛議員

そのようにお願いしたいですし、ただ、滞納がある方にはちゃんとね、書面で延納の処置をされているのかということ伺いたいんですけど、どうですか。

議長

世古学校教育課長。

世古雅則学校教育課長

滞納されている方につきましては未納のお知らせということで、収納のほうをお願いしておるとい状況でございます。通知をさせてもらっております。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

この一般質問は前も言ったようにですよ。この答弁にあたっては、やはり一般質問は町長に質問をするものであってですよ。そっから各課課長に答弁さすのはいいけど、今みたいに執行権のない、三役に対しては問題ないと思うんですよ、別に。そやけどこれに対してはやっぱり町長から言わさなあかんのと違いますか。

議長

ただいま東清剛君から担当課長と指名がございましたので、一応。本来は町長のほうからやはり指名すべきやと思います。

11番 入江康仁議員

議長いいですか。だからやっぱり執行権もない。何もない課長が直接のやりとりができるんだったら、これ一般質問にならないと思いますよ、それ。やはり基本としては町長からやはり担当課長を指名させてですね、答弁をいただくと。

ということはね、私以前も言うたことあると思う。だから担当課長となるとね、議員とのいろいろな課長が知っておることによって、いろいろな課長を立てることもできるし、いろんなことが予測されるんですよ。だから課長は責任もなければ答弁だけはいいいけど、町長から言われたら、責任もない中で、執行権もない中で答弁ちょっとおかしいと思うんで、そ

こはちょっと改めたほうがいいんじゃないですか。

議長

わかりました。

東清剛君。

20番 東清剛議員

それじゃね失礼しました。当然ね、町長も同じような考え持っておられると思ひましてね、質問したんですけども、奨学金とあと育英基金というのが町長あるんですよ、紀北町には。旧紀伊長島町にはなかったんですけども、海山と合併しましたら育英基金、多分私の覚えでは1,500万円ぐらいあるのかなとは思ひますけども、それがどのようにされた原資なのか、その辺がわかっておれば説明いたしたいと思ひます。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

お答えいたします。まず育英基金等の現況を申し上げます。

まず、山林で2万5,951㎡、基金で1,584万2,000円ございます。これらの基金は旧海山町において育英基金として住民の方々から寄付を受けたものでありまして、これらの方々には教育行政はもとより、町行政全般にわたりお力添えをいただき、大変感謝している次第でございます。

20番 東清剛議員

目的は何ですか、基金の目的。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

これを活用することによって、人材を育英していくということでございます。

議長

東清剛君。

20番 東清剛議員

まさにね町長の言われるとおりでありまして、これは運用されていますかどうか、それは多分塩漬けになったままだと思っております。それで奨学金についても、やっぱりこれは人材育成が目的ですよ。ですからその基金をね、いかに有効的に利用して初めて役に立つん

ですね。当然、寄付された方々の意思もそうではなかろうかと思いますが、その中でね、今現在の奨学金の金額なんですけども、大学生で2万円なんです。それで高校生 8,000円なんです。当然これはちょっと今の時勢からして、この地域にいればいいんですけども、どうしても教育受けるとなると地元を離れてね、生活せんといけんわけですよ。その中でこれの増額を考えておられるのかどうか。

もう1つ、今言うように基金のね、本当の活用目的、どのように今後運用されていくのか。とにかくこの過疎の地域において人づくりが重要になってくると思いますよ。それとまたこれ町長ご存じかな、どうかわかりませんが、他所の市町村でね、地元就職なり帰ってくれば、帰ってきて稼業を継ぐとかすれば、免除という制度も設けている地域もあるんですけども、そのへんのことについていかがお考えでしょうか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

貸与する金額の増額につきましては、貸与希望者の推移やご希望、また奨学金貸与委員会等関係者のご意見をよく伺ってまいりたいと思います。

それから奨学金の免除制度につきましては、地元へ就職した場合、奨学金の返還をする若者がですね地元へ帰ってくる就職対策の一環と考えてますけども、就業機会の確保などの地域活性化対策を進めることも大変効果的かと思いますけれども、これも貸与委員会等の関係者のご意見、実態を調査した結果ですね、対応してまいりたい、考えてみたいと思います。

議長

東清剛君。

20番 東清剛議員

今の答弁は前向きに受け取っていいのかわかりにくいんですよ。それはやっぱり基金を塩漬けにして置いてそれでいいのかわかるかということ、これはやっぱり一番大事なのは人づくりですよ。やっぱり物じゃなしに人に入れないと、今後の紀北町の運営においても、それはもう高々 1,500万円でしょうけども、それはやっぱり活用すべきだと思います。そのことに関してはこれは町長と、またこれ叱られるかもわからんけども、指名していただいたら教育長にもその辺の考え方を伺いたいと思います。

議長

奥山町長。

## 奥山始郎町長

議員がいろいろ考えて人口減とか、若者が当町からどんどん都市部へ去っていく減少に対する危惧、これなんかも十分私も危機感を持っておりまして、その一環としてもですね、考えてみる必要があると思っております。

## 議長

小倉教育長。

## 小倉肇教育長

議員がおっしゃいました育英基金というのは、紀北町育英基金条例というのがございまして、その条例に基づいて運用しております。これはこれができた経緯がいろいろございますので、この基金を出していただいた方々、そういった方々も現在この委員の中に在籍しております。そしてそこにですね、基金の処分につきましては、紀北町育英基金条例第6条により収入及び貸与金の返還金の合計が、奨学金の貸与に要する資金の2分の1に満たない場合において、その満たない額について議会の同意を得て基金の一部を処分する。というふうになっております。それに基づいてこの基金は運営しておるということでございます。

それから、あとのほうの在住者について免除ということはどうかというご意見でございますが、確かに三重県で1市だけ私の聞いておるところはですね、そういう今おっしゃりましたような地元へ5年間でしたかね、就職をするということを条件に免除するという規則をつくっておるところがあります。しかし、いろいろな問題もですね、あるようでございますので、十分これについては私どもも調査しまして、そして育英委員会、議会の代表の方も出ておりますのでかけていってですね、皆さんの意見を聞いたうえで実行していくべきであるならば実行していきたいと思っております。

## 議長

東清剛君。

## 20番 東清剛議員

ちょっとお願いしていなかったんですけど、教育長に奨学金の月額増額については、どのようにお考えでしょうか。

## 議長

小倉教育長。

## 小倉肇教育長

現在、年額大学24万円、高校生につきましても月額8,000円でございますので、そんだけ

貸与しておるわけですが、この奨学金はいつもですね、その年度によって希望者が随分変動するんですね。そしていつも問題になるのは予算よりもオーバーしたときに補正ですねお願いします。それから予算より少ないときには決算で返還するという形をとっておるんですが、その厚くして人数を制限していくのか、あるいは現行のような形で多くの人に保障していくのか、そういった点がいつも問題になりますが、この年度の傾向をみましてですね、予算が残っていくようであれば、やはりこの委員会においてですね、増額についてお諮りをしたいと思っております。

議長

東清剛君。

20番 東清剛議員

是非ともそのようにお願いしたいですし、それからまたさきほど言われたように、基金の条例がありますから、なかなか難しいんでしょうけども、やはり今後の人材育成のためには是非とも活用していただきたいというのが、私の本音でございます。ですから財源としては基金を取り崩してもね、とにかく人材が育成されれば、これ大きな成果だと思われまして、町長もよくお考えになって返事をしてください。そのようなことで。

次は給食費ですけども、これほとんど滞納がないということですのでお願いしております。

それから福祉保健課についても、町長の答弁でわかっておりますので、私の質問はこれで終わらせていただきます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

ただいまの一般質問の答弁、町長さきほどですね、前納報奨金の復活を検討するような答弁されましたけど、これは確か合併協議で随分議論があって、経過を経てこれ廃止されたと思うんですよ。それで合併協議の随分あれは合併法定協の中での議論、激しい議論があったものを復活、一旦廃止したものを復活できるんですかね。議長、その合併協定、合併協議を振り出しに戻すようなことできるんですか。

考えると言いましたよ。だから当時の法定協の事務局であった人が2人おるわけですよ、ここに。これは随分議論あったんですよ。それで結果的に廃止になったんで、ほかへ及ぼす影響大きいですからね、合併協議を白紙に戻すような答弁されたら、影響しますからね。議

長、またあとで、もしね、その辺が問題があったら何らかの対応したってください。これは議長にお願いしておきます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

**議長**

入江議員。

**11番 入江康仁議員**

議長、今のさ出た質問については、僕らは合併協議会の審議等もわからんのさな。そういうよな今言うたような指摘があるんやったら、この議会ですぐにあれするのが筋じゃないの。合併協議会というたら前のことになるからさ、それを僕ら何も知らなかったことで、ここへ出してきたんやったら、新たなる議員が選挙によって約6名いるんですよ。それに携わってない者が。だったらそれは明らかにするのがこの議会の執行部の態度だと思うんですけども、議長、いかがですか。

**議長**

町長の答弁確かめてからさせていただきたいと思います。

いやいや確か考えていないというような、町長の答弁やったと思うんやけども、それを確かめてからしたいと思います。

**11番 入江康仁議員**

議長、確かめてからと言った、言わんということですか。確かめてから、何を確かめるの。言ったか言わんかということを確認してからか答弁ですか。

**議長**

中野事務局長。

**中野直文議会事務局長**

ただいまの北村議員と入江議員の、その議事進行のことについてお答えします。

確か町長の答弁につきましては、当分の間、復活する考えはないというふうな発言であったと思います。その北村議員の申されることは、当分の間ということはあくまでも期限があることであって、それ以降については検討するということではないかという意味だと思います。

その点について、町長に再度議長のほうから答弁するようお願いをすることといたしたいと思います。議長、よろしく申し上げます。

**議長**

奥山町長。

奥山始郎町長

確かにそのようなことを言うたと思います。その当分の間ということについてね。それは誤解を招いてはあきませんので、現在、前納金については考えおりません。再度明確に申し上げます。

議長

次に、18番 垣内唯好君の発言を許します。

18番 垣内唯好議員

18番 垣内です。議長の許可を得て一般質問を行います。

私は農業の振興について、町内の農業は規模が小さいですが、海山区の人を中心に畑、また水田を熱心に行っている人が多く、60代、70代の人たちが生きがいと健康のために毎日黙々と農作業にあたっています。

しかし、つくった野菜ものを売るところが少なく、ほとんどの人が近所や知人、親戚へやっているのが現状で、これでは肥料や薬剤代等の経費が出ず、少しでもお金に変えることがないので力も入りません。農業をやっている人は性格的に地味な人が多く、また自己主張のしない控えめな人です。こぶる善良な町民がほとんどだと思います。この人たちのような声を出さない人々のために、行政としてある程度応援することが大事かと考えます。

人間は、最終的に大地に戻るといいますが、ほとんどの人は高齢になると土をいじくって心の安定を求め、また土と親しみ作物を育てることが最大の楽しみとなると聞きます。本町もこれから高齢化が増えてきます。ほとんどの人が老後は農業をやって静かに暮らしたいと思っています。また農地のない人には農業委員会、また町が仲介して遊休地等を貸すことも大事かと考えております。21世紀は心の豊かさが大事な世紀だと思いますので、町のいろいろな意見を聞かせてほしいと思います。

それでは、あとのことは自席で質問させていただきます。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

垣内議員のご質問にお答えいたします。

農業生産物です。販売に関しまして、農業者は伊勢農協への出荷として水稲 5万 4,120kg、農業者36人です。イチゴ 400パック（農業者1名）、マコモ 144kg（農業者1名）、ビ

ワ 1,724kg（農業者1名）を出荷しています。水稲に関しましては、紀北町全体の約12%程度の出荷に過ぎません。残りは、民間の米の買取業者や個人顧客へ販売しています。

また、尾鷲市にある伊勢農協青果市場へは、海山区の農業者が野菜を自分で運搬し、出品したり農協の職員の方が、週2回、回収にこられたときに出品しています。

青果市場会員 153人のうち、海山区の農業従事者が46人いまして、総商い金額 3,800万円のうち、1,200万円を売り上げています。農協関係以外では個人顧客や店舗への販売、道の駅「マンボウ」、道の駅「海山」という2つの道の駅での販売、水利営農組合による団体で運営している無人販売施設や、個人や数人で運営するごく小規模な無人施設での販売を行っていると聞いています。

古里や道瀬の柑橘類に関しましては、従前からの顧客への販売や自営の店舗で販売を行っています。花の苗販売におきましては、名古屋や大阪の市場に出荷したり、自営の生産現場での小売りをしています。水稲耕作者の一部と柑橘生産者の一部を除いては、兼業農家が大半で小規模な農業規模となっております。

販売に関しましては農業者自身が主体性を持って展開しており、独自の努力に負うところが多いと感じておりますが、販路拡大、特産品化、地産地消、安全安心な農作物生産の推進などにつきまして、農業者、伊勢農協、三重県等と協力のもと支援してまいりたいと考えております。

議員のご発言の、行政がどういう応援ができるのかについては、これまでもいろいろな支援をさせてもらっておりますが、さらに地域や農家の特性を生かし、工夫を凝らした支援があらうかと思われますので、今後検討させていただきたいと思います。以上です。

## 議長

垣内唯好君。

## 18番 垣内唯好議員

私は一応壇上で言わせてもうたのは、今、町長が専門的な一応生活をかけてやってみえる人のことを数字を主に出したと思うんですけども、私が頭に描いておったのはあれなんですわ。今ほとんど60歳で定年ですわ。景気のええときでしたら65、66まで働けたと思うんですけども、ほとんど公務員の方も民間の方も60歳、1、2年残すとか、ほぼ60歳で定年で、それが65歳の満額の年金をもらうまでどうしてやろうかなというのが、実際よく声を聞きます。

私らの考えとしては、この辺やっぱり農家出身の人が結構多いんですけども、今まではとても働いておって現金収入を得てくると、サラリーマンですね、そういうサラリーマンやっ

ておって、なかなか土日にするというのもこれしんどい話で、ただ、これから毎日日曜日になる人らとしたら、やっぱりそういう今まで荒れておった、親父がやっておった畑をちょっとでも遊び半分にでも少しつくってみようかという人が、そういう気持ちになる人が結構多いんですわ。

私はそういうその60歳以上の人のことを頭に描いて、壇上で言うたんですけども、町長の今の話聞いておると、どうも專業の古里の蜜柑づくりとか、年収で200万円、300万円上げる人のことを言うてみえるのかなと思うんですけどもね。そういう人はもちろん割合に若いときからやっておるし、人によっては60歳定年になってから奥さんと2人でやっておるといの方もみえるんですけども、私の思うておるのは給料生活者で定年になって、それから健康と生きがいのために農業をやるということについて、農地のない人は仲介するとか、そういうことをちょっと頭に入れておったんですけどもね、それで前議員の質問にもありましたけど、地元の野菜、魚、米等学校給食で積極的に取り組んで、地産地消の考えでやってけたらええと思うんですけども、そのとこのちょっと具体的にどういうことを給食に取り入れるかということを考えておるかということ、ちょっとお聞かせお願いしたいんですけどもね。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

給食に地産地消の地元の生産物を取り入れるということにつきましては、地産地消は全体的にものを考えるんですが、特にそれは学校給食のことですんで、学校教育関係の課長に答えていただきます。よろしいですか。

議長

世古学校教育課長。

世古雅則学校教育課長

ただいまの議員さんのご質問なんですけども、給食ですね、センター等でございますけども、個人的にそれぞれ1,000食分ほど用意しているわけなんですけども、なかなか全部は調達できないというのが今の現状でございます。そういうことをご理解願いたいと思います。

議長

垣内唯好君。

18番 垣内唯好議員

確かに量を揃えるということはなかなか大変なことで、半分しか量は揃わなんだら、これまたどうにもならんということがありますもんで、いろいろ難しい面もあると思うんですけども、農家の人でもそういうことも相談しまして、少しでも地元のものを使えるというような気持ちで、まずそういう気持ちになってやっていただけたらと思います。

それからですね、さきほど私言うたんですけども、農地を借りるということになると、いろいろ難しい面があるわけですね。農地を購入するときは3反以上なかったら買えんとか、いろいろ難しいんですわ、実際。こんだけ農地が荒れ放題になっておるのも結構あるんですけども、長島でも海山でも。ただそれを知らん人に貸すということになるとなかなか警戒心もありますし、実際、他所の畑を借りてやるというのは親戚とか友達とかいうぐらいしかできんもんでね、そういうとこをちょっと町のほうに応援したってほしいんですわ。

それと産業振興課の課長にもお尋ねしたいんですけどもね、規制緩和、規制緩和と言うておるんですけども、そのとこちょっと便宜を計らうということはどうですかね、ちょっとその今言うた農地を借りると、農業委員会なり町が仲介して、そういうことは別に計画としてはないですか、考えてないですか、普段から。ちょっとそのとこ振興課長で。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員のお話というか、情報によればですね、農地借りることも大変難しそうなんで、今の紀北町の現状をですね、担当課長に報告いたさせますが、その前に私がここの壇上で申し上げた、イチゴ 4,000パックというべきところを、400パックと申し上げたんで訂正いたしますんで、お願いいたします。それじゃよろしくお願いいたします。

議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

垣内議員のご質問でございますが、指摘されましたように海山区、長島区を見ますと、耕作放棄地がたくさんあるということで、いかにこれをどうしていくかということで、課の内部でも検討しているところでございまして、これといって今、差し当たっての施策はないんですけども、今後検討していきたいと考えております。

議長

垣内唯好君。

## 18番 垣内唯好議員

この前からいろいろね、紀北町のその專業の方、また老後の楽しみにやっている方もいろいろと私は話させてもうたんですけども、ほとんどの人がやっぱりこの高速道路ができることによって、休憩所内にその地元の産物を売る施設を楽しみにしてみえるんですわ、正直言いまして。野菜の一つをつくってもそういうところで売りたいと、また道の駅でも売りたい。また自分らで自主的に無人市場でもちょっとのものでも 100円、200円のものでも売りたいという気持ちが結構持ってますもんでね、そういうことに対して町としてもある程度、応援することも大事やないんかと思うんですわ。

それと町長にお伺いしたいんですけど、高速道路の休憩所三浦にほぼ決まったと思うんですけども、そこにいろいろ何億かかるかわからんとか、国交省との問題とかいろいろあると思うんですけども、せっかく三浦地内に休憩所ができたなら、そこにそのやっぱりある程度魚、野菜いろんなものの産物を特産品を売るぐらいの馬力がなかったら、これもう紀北町としてどうにもならんという気持ちは持っておるんですけどね、それはもちろん随分お金も要ると思いますけども、そのこの決意を、町長の決意をちょっとお聞かせしてほしいんですけども、これでもう私最後になりますけども。

## 議長

奥山町長。

## 奥山始郎町長

新直轄の自動車専用道路の中でですね、お客さんに対して休憩施設を設け、そこで町内の特産のものを販売していくという姿勢は、大局的には間違っていないと思っております。その販売の仕方、その仕組み等はまた今後慎重に協議をしなければいけません。経費の枠についてもいろいろと勉強をしなければいけませんので、町の身の丈に合った施設ということで、おわかりいただきたいと思います。現在のところですね、まだ具体的にどういうふうなものをつくるのか、運営方法はとか、そこはまだ決まってませんので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

## 議長

よろしいですか。

## 18番 垣内唯好議員

はい、終わります。

## 議長

これで垣内唯好の質問を終わります。

次に、17番 松永征也君の発言を許します。

#### 17番 松永征也議員

17番 松永征也、一般質問をいたします。

2点についてお伺いをいたします。

まず、普通河川上里悪水の小川の整備についてをご質問いたします。

普通河川の悪水小川であります。上里地域に降る雨水のすべてがここに流れ込む地域での基幹となる河川であります。しかしながら、下流にあるJRのガードの部分が極端に狭くなっているために、大雨や台風のときなどでは流れがここで「せがえ」られるために、船津駅周辺一帯において家屋への浸水や道路の冠水、そして農作物への被害が毎年のように発生しているのが現状であります。

町においてもこのことは十分把握されておられることではあります。原因はJRのガード付近があまりにも狭いためです。影響はおよそ40所帯と広範囲に及んでおり、地域住民は長年にわたり悩まされ続けられており、抜本的な対策が住民の悲願となっております。

JRのガードの拡幅を含めた河川下流域の整備が是非とも必要であります。河川管理者である町長のご所見をお聞きいたしたいと思っております。

次に、中山間地域総合整備計画についてをお聞きいたします。

農業は食料の供給とともに、自然環境の保全、水源涵養、そして良好な景観の形成など、人々にやすらぎを与えてくれる多面的機能を有しております。

さて、平成20年度から始まろうとする中山間地域総合整備事業であります。地域の特性を生かした農業が展開できるよう農業基盤の整備を中心として、生活環境基盤の整備などを総合的に行うことにより、定住の促進と都市との交流や環境の保全等を行うことによって、農村地域のより一層の活性化を図っていかうとする事業であります。

本町は特定農山村地域、山村振興地域、過疎対策地域、そして半島振興地域の4つの法的指定を受けており、まさに中山間地域であります。そのため本町においては平成18年度及び19年度の2ヵ年において、事業主体となる三重県とともに本事業の整備計画の策定に取り組みされてきたところであります。

さて、この事業は国県の負担率が高いために、本町にとっては大変有利な事業であります。したがって、合併後の新町まちづくりの一つの柱になるものと大いに期待をいたしております。平成20年度当初予算において三重県への負担金として1,625万円が計上されてお

ります。これは事業費ベースに換算いたしますと、約1億円となります。本事業は平成20年度を初年度として、7ヵ年の事業とお聞きをいたしておりますが、全体像がまだ議会にも示されておりません。本町農業を今後どのように推進されようとするお考えか、全体計画をお聞かせいただきたいと存じます。以上です。

## 議長

奥山町長。

## 奥山始郎町長

松永議員のご質問にお答えいたします。

悪水小川につきましては、下流は船津川合流点の上里排水機場から上流は両郷橋付近にかけての延長が約2.0km、流域が約1.9km<sup>2</sup>の普通河川でございますが、上流から下流にかけての流路は縦断勾配が非常に緩やかで、洪水時には船津川の水位の影響を受け流れが滞りやすくなります。

このため、議員ご指摘のとおり船津駅前周辺では家屋の浸水、道路の冠水等の被害が度々発生し、上里区からはこれらの問題解消について要望をいただいています。

この対策といたしまして、河川流下の妨げとなる堆積土砂の撤去や除草を昨年度に実施しましたが、本年度も同様の対策をとるため、すでに発注を行いました。その他の対応と致しましては、大雨時の排水機場の適切な管理運営が重要であると考えます。

議員ご指摘のJRガード部分の河川断面の拡幅でございますが、上下流の河川断面と比較すると若干狭くなっております。昨年11月には、上里区から洪水時の状況写真を添えて要望書が出されています。この箇所の拡幅につきましては、悪水小川の現況や縦断勾配が緩やかなことから、拡幅をおこないましても、費用に見合う十分な効果が出ないのではないかと考えられます。

現在、災害復旧事業により船津川の河床掘削工事が実施されていますが、この工事が終わりますと船津川の流下機能が向上し、悪水小川にも好影響を与えるものと考えられます。

このようなことかち、悪水小川につきましては、今後とも適切な河川の維持管理と排水機場の管理運営に努めていきたいと考えますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、中山間地域総合整備事業についてであります。中山間地域総合整備事業は、紀北町と尾鷲市の広域連携型で三重県が実施主体となり、平成19年度に事業計画し、平成20年度から約7年かけて実施してまいります。

事業計画策定にあたり、平成19年の1月末から2月初めにかけて、町内を7ブロックに分けて農業者から現在の農業の状況と課題についての意見交換会を開催しました。

さらに、4月の異常渇水の経験を生かした水に関する基盤整備の必要性など、より具体的な要望を把握し計画化するため、6月末から7月初めにかけて、再度、意見交換会を開催しました。2回の意見交換会のほかにも、現場確認の都度、必要に応じ水利組合の代表の方に連絡を取りながら要望を把握してまいりました。

この中山間地域総合整備事業では、農業従事者の高齢化と後継者不足により、農業生産性の低下や維持管理面において支障が出てきている農業用施設の整備を行い、生産基盤を立て直すことで、地域での集落営農や農地の集団化への移行をすすめ、耕作放棄地の解消を図ることを目的に計画しました。

その全体計画は、農作物生産性向上のための基盤を整備する農業生産基盤整備事業として農業用排水整備42カ所、そのうちポンプ11カ所、農道4路線、農地防災ため池改修2カ所、暗渠排水1カ所を計画しております。

また、中山間地域と都市部との生活環境における格差を解消し、農業者等農村在住者の福祉の向上を目的として実施し、さらに個性豊かな農村づくりや自然環境の保全と国土の有効利用を図っていく農村生活環境整備事業の中で、交流施設基盤整備多目的広場ですね、1カ所、生態系保全施設整備ホタル水路と獣害対策2カ所を計画しております。

この事業費は、平成20年度から平成26年度の7年間で総事業費約7億8,000万円のうち紀北町分は約7億600万円を予定しております。

平成20年度の実施計画といたしましては、昨年渇水があり、安定した水の確保が困難だった箇所を中心に、農業用排水整備事業（井戸、ポンプ改修）として、揚水機の測量試験を実施いたします。紀伊長島区で3ヶ所、海山区で4カ所の測量試験を行い、平成21年度に改修を計画しております。

その他に、農道整備事業として紀伊長島区で向井、海山区で小山浦の農道舗装を実施いたします。平成20年度事業費は総事業費1億500万円の町負担分は1,625万円を計上しております。以上です。

**議長**

松永征也君。

**17番 松永征也議員**

上里の悪水小川の整備なんですけども、町長のご説明ではガードのところよりも下流の排

水機場のあたりのほうが、何というのか問題があるというようなちょっと私は説明に受け取ったんですけども、私はですね、まずそのJRのガードが「せがえ」るんですね。これ一度ですね、洪水のときは是非現地を見ていただきたい。建設課長にも見ていただきたいと思います。見ておられるのか、確認されておられるのか、まず聞きたいと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

私はそのJRのガードが「せがえ」ていることは見ておりませんが、課長は見ておりますので、答えさせます。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。今、議員が言われましたですね、洪水の状況については私は確認はしておりません。ただ、区から出ました要望書の写真は見ております。

それと現地もですね、三船中学校のあたりから船津川の合流点までは確認しております。以上です。

議長

松永征也君。

17番 松永征也議員

自治会からも要望が出ておるとのことなんですね。それにはやっぱりそのガードが狭いと、ガードを広げてくれという内容かどうか、確認お願いします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

現場を見ている課長に答えさせます。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。地元からの要望でございますけれども、私が確認した範囲では3度ほど出ております。まず19年の11月でございますけれども、JR鉄橋の拡幅、堆積土砂、その前

にはですね、18年の11月と8月に堆積土砂の除去の要望が出ております。

それとその周辺ですね、河川の幅でございませけれども、三船中学校付近で約 3.2m、それとJRのガード付近で約 3.5m、それから下流ですね、排水機場の付近で約 5.5mから6mという状況でございませ。

議長

松永征也君。

17番 松永征也議員

さきほどの課長の説明はですね、少し当たらないように思うんですけども、その河川の幅はその堤防の高さ、あれですね上流のほうへ行くと、堤防越えて流れ、洪水のときは流れるわけですね。ただ、ガードのところはですねそれができないわけですね。両側から迫っておるで、広がらんわけですね。そういうことでね「せがえ」で排水が詰まるというような状態になるんです。その年に1回かのことなんですけどもね。そのために船津駅周辺の人家が浸かるんです。そして道路も浸かるんです。そういう状態なんですけども、是非ですねこれから十分洪水、大雨とか台風のときにはその場所をですね、確認してほしいと思います。

それでですね、上里地域は広いです。広いですけども、雨水の出ていくところはここだけなんですわ。一度ですね、その上里地域で降る雨量の量ですね、水の量。そしてJRの鉄橋の断面ですね、そこらへんをまず一遍調査していただきたいなと、例えばJRに働きかけるにしても、計画を立てていくにしてもですね、やっぱり根拠が必要だと思うものですから、これをお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員が今おっしゃったように、現場を確認してくださいということを、私も現場を見せていただきたいと思います。さきほどの壇上で申し上げましたのは、縦断勾配が非常に緩いということと、今課長が言いました川の幅ですね、幅それほど格差がないということで、船津川の河床を下げていくことによって、今度はいい好影響が出てくるんで、排水機場を適正に管理していけば、それから河川のやはり草刈りですね、などを徹底していけば、ある程度対応できるのではないかという考え方でありませ。基本的にはね。

議長

松永征也君。

## 17番 松永征也議員

繰り返すんですけども、上流のほうは川幅が同じでも高さが低いし、それで周囲が田んぼなものですから、越えられるわけですね。そこのガードのところはそれはできないと、ということで、そこで詰まるわけ。したがって、それから上流が水嵩が上がって、そして人家が浸水するというような事態なんですけども、今回はですね町長、問題提起だけしておきたいと思います。

それからもう1つの中山間地域総合計画なんですけどもね、今日このような全体像の資料を提示していただきました。見せていただいたんですけども、7年間で6億600万円の事業、したがって、年平均ですね1億円前後の事業を行っていくということなんですけども、しかし、この内容をですね率直に言って、もう少しですね踏み込んだ計画を立ててほしかったと私は思うんです。

と言いますのはね、今、本町の農業を取り巻くその課題なんですけども、耕作放棄地の解消とそれから獣害対策ですね、そこらがですね農家が困っておるところなんですけども、これに対する対策が全然計画の中にないわけですね。なぜなのか、お聞きをしたいと思います。

## 議長

奥山町長。

## 奥山始郎町長

さきほどの答弁では耕作放棄地については申し上げておりませんでしたでしたが、獣害対策はこの事業の中に入っております。

したがって、今後ですね、よく耕作放棄地についての対策も視野に入れながら考えていきいたと思います。

## 議長

松永征也君。

## 17番 松永征也議員

獣害対策は便ノ山地区で考えられておると思いますが、まだ地域が紀北町広いですからね、それで申し上げたわけなんですけども、その農業の振興をですね図るということはですね、私一石二鳥の効果があると思っておるんです。1つはその農作物を生産すると、そして就労機会の確保を図るというようなことで、本来の農業経営なんですけども、もう1つはですね、町の景観の形成にもつながると思うんですね。

町長はですね、常々町の活性化とか発展にはですね、観光客の誘致を図るんだとおっしゃ

っておられるわけなんですけどもね、しかし、そのためにはですね草深い町ではですね、二度と来てくれる気持ちにならん。やっぱり魅力のある町にしていかなければならない。そのためには町を綺麗にする必要があるわけなんです、そのようなことで耕作放棄地なんですけども、雑草が生い茂っておるわけなんですけどもね、ここら辺の解消を図れないものなのかを、私はちょっと考えるんですけども。

そしてその耕作放棄地なんですけどもですね、特に目立つのは国道の沿線ということで、船津の前とか中新田の前あたりですね、そのようなところの放棄地の解消を図っていくためにですね、この事業は高率な国県の負担があるわけですね。このようなところにですね、この事業をもって、休耕田というんか耕作放棄地の解決にならないかと思うんですが、対象になるかどうか、私は対象になると思うておるんですけどね。それでこの事業によって農業のですね生産基盤の整備、いわゆる農道とか用排水路とか、また、ほ場整備ですね、そういうものを行ってですね、この耕作放棄地を優良な農地にまずすると、まずそういう開発すればですね、農地の所有者が例えば耕作が本人ができなくともね、貸し手に耕作してもらえとか、そういうようなことができると思うんですね。そのようなことで、こういう面に行政もですね、支援をしていったら、耕作放棄地のね解消にもつながるんじゃないかと思うんですが。

それで私はですね、この耕作放棄地について何回となく、議会でも訴えてきたわけなんですけども、それというのはですね、その地域の方々、住民の方の声なんですけども、何とかならないものかというような声が多いんです。それを私は代弁してですね訴えておるわけなんですけども、そういう状況なんですけどもね、この耕作放棄地の解消にですね、この事業を生かしてね、図っていったらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

この中山間地域整備の中に、耕作の放棄地を整備していくという具体的なメニューは入っていない。現在のところ入ってはおりませんのでですね、この中山間事業で対応すること、今のところは難しいかなと思ってます。

しかしながら、議員がおっしゃって、これまでずっと考えてこられた耕作放棄地の活用は、これは農業政策としては大事なことだと思います。どのような今後対応ができるか、今、即答はできませんけれども、よく考えてまいりたいと思います。

議長

松永征也君。

17番 松永征也議員

私も他の県外とかね、そういうところの状況、ちょっと調べておるんですけど、耕作放棄地ですね解消にもこの事業でやっておるところがたくさんあるわけなんです。結局はですね、耕作放棄地という名称がなくなっても、農道とか用排水路とか、ほ場整備とか、そういうものが対象になるわけですね。したがって、その3つをやれば耕作放棄地が解消されていくわけなんです。そのようなことでね、十分考えてやっていただきたいなと思います。

もう1つはですね、今、赤羽川とか船津川、河川改修工事が大々的に行われておって、素晴らしい河川になってきておるわけなんですけども、しかし、これによってですね、その農業に影響があっては農家が犠牲になるんではいけないと思うんです。それで水不足3年続きました。去年はですね、さきほども申されましたように、やむなくですね耕作放棄というところもねあったわけなんですけども、今年はどうなるかと心配するわけなんですけども、河床が下がることによって地下水も下がると、農業に、もしですね農業に今後影響が出た場合にですね、私はこの中山間地域総合整備事業によって整備してもらえるのかなと思ったりところが、計画書にはそれがないわけですね。

そうしますと、そういう影響があった場合に、どのような事業でというのか、どのような対応、農家に対してしてもらえるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

その辺についてはですね、担当課長に答えさせます。よろしく申し上げます。

議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

お答えいたします。船津川、この激特災害の件なんですけども、先日、建設事務所のほうへ問い合わせしましたところ、井戸の水位の観測につきましては16カ所、今現在も行っているということで、この激特災害の工期につきましては21年度ということで、平成22年3月ですので、その時点においては今のポンプ、井戸等についても完成させたいという建設事務所職員の話でございます。

馬瀬、河内等についてはその激特災害にはちょっと対象にはならないということで、今回、20年度にポンプの中で測量試験上げております。ということで、こちらについては中山間事業で対応したいということで考えております。以上です。

議長

松永征也君。

17番 松永征也議員

影響があれば災害関連できちっと整備するということですね。はい、よくわかりました。これで質問終わります。

議長

これで松永征也君の質問を終わります。

---

議長

お諮りいたします。

本日の会議は、これで延会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

なお、東篤布君ほか5名の質問者については、明日の午前9時30分からの日程といたします。

それでは、本日はこれで延会といたします。

どうもご苦労さんでございました。

(午後 4時 30分)

---

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 20年 6月 10日

紀北町議会議長 世古勝彦

紀北町議会議員 近澤チヅル

紀北町議会議員 家崎仁行